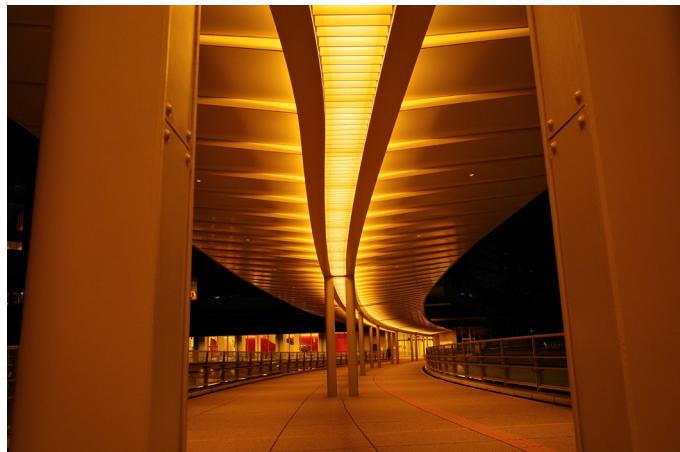


国の制度及び予算に関する 提案・要望書



左上：2021 ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会 (c) Shugo TAKEMI
左下：横浜の橋フォトコンテスト入賞作品（横浜の橋・建設部長賞）（さくらみらい橋）
右：YOKOHAMA AIR CABIN（ヨコハマ エア キャビン）令和3年4月22日運行開始

令和3年11月
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

9月30日、2か月にわたる「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間が明けました。経済回復に向けて本格的に動き始めましたが、まだ決して気を緩めることはできません。市民の皆様の命と暮らしを守りながら、横浜経済を回復する。この両立に向け、横浜市は力を尽くしています。

このたびの提案・要望は、感染症対策に取り組むための更なる財源措置をはじめ、持続可能なワクチン接種体制の構築、感染症の影響を受けている事業者の皆様への支援など、基礎自治体として、迅速かつ着実に取り組むべき施策を挙げています。さらに、子どもを産み育てやすい社会の実現や行政のデジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組など、横浜の将来の成長につながる施策についても御提案しています。

横浜市は、今後とも、国や県、周辺自治体等と緊密に連携し、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ都市として、市民の皆様の安全・安心な暮らしをしっかりと支えてまいります。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し、特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和3年11月

横浜市長

山中竹春

提案・要望項目

※新型コロナウイルス感染症関連の内容を含む項目

| | |
|---|----|
| 1. 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化* | 1 |
| 2. 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置* | 3 |
| 3. 持続可能な新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築* | 5 |
| 4. 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援* | 7 |
| 5. 安心して出産できる社会に向けた出産育児一時金の増額 | 9 |
| 6. 子どもの医療費助成の充実 | 11 |
| 7. デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進 | 13 |
| 8. デジタル・AI時代を見据えたGIGAスクール推進 | 15 |
| 9. 「グローバル拠点都市」の推進 | 17 |
| 10. 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 | 19 |
| 11. 文化芸術の持続可能性を高める支援の拡充* | 21 |
| 12. 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 | 23 |
| 13. 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 | 25 |
| 14. 米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援 | 27 |
| 15. 高速道路の整備推進 | 29 |
| 16. 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進 | 31 |
| 17. 道路・河川における防災・減災、国土強靭化の対策推進 | 33 |
| 18. 横浜港の物流機能強化 | 35 |
| 19. 国際クルーズの再開と港の賑わい創出 | 37 |
| 20. カーボンニュートラルポートの形成と安全・安心な港づくり | 39 |
| 21. 「特別自治市」の早期実現 | 41 |
| 【巻末】提案・要望項目 府省別一覧 | 43 |

新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化

内閣府、厚生労働省、総務省

新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、指定都市が柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みの構築

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症対策では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）と感染症法が適用。感染症法は、平時からの感染症対策全般に対応する法律であり、保健所を設置する指定都市は都道府県と同等の権限を持つ。一方、特措法は全国的な感染症のまん延等の緊急事態を想定し、都道府県が権限の主体で、指定都市には極めて限定的な権限しかない。
- 経済財政運営と改革の基本方針 2021において、今回の感染症対策で直面した課題等への対応として、「地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む」ことが示される。

横浜市・指定都市

- 令和3年4月1日、指定都市市長会として、新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
- 指定都市の所在する道府県における陽性者数のうち約50%が指定都市に集中。令和2年4月の第一波時点では約40%、第二波の7月時点では50%となり、これまでほぼ横ばい。



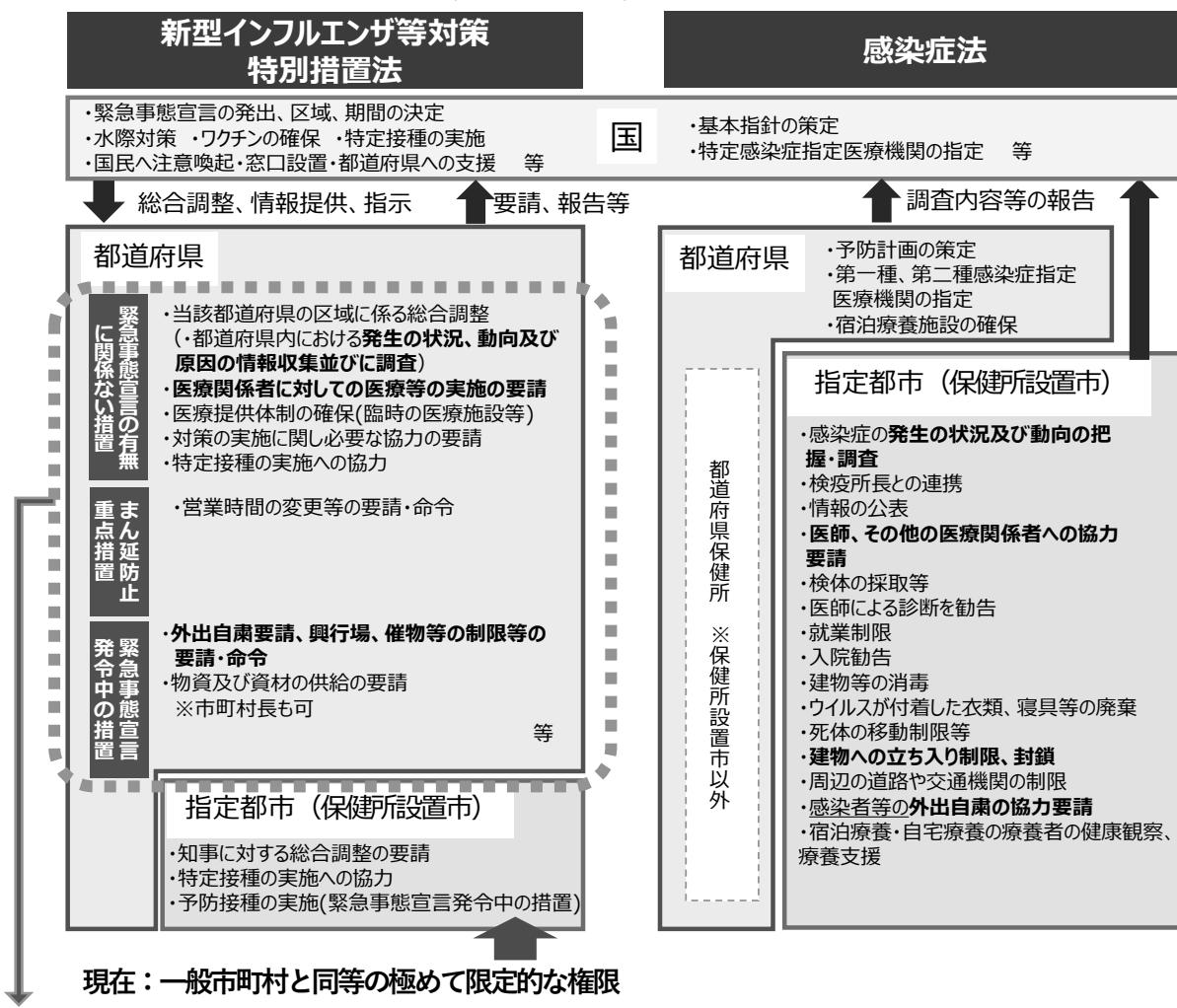
新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割の検証と、機能強化が必要

- 感染症対応の最前線となる保健所・衛生研究所、高度医療機関を持ち、経済活動の中心となっている横浜市等の大都市では、それらの資源を最大限に活用し、引き続き感染症対策、経済対策を進める必要がある。そのためには、新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、新たな感染症対策における指定都市の機能強化が必要。

提案・要望内容

- 新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、特措法に基づく都道府県の権限について、希望する指定都市へ事務・権限・財源を付与し、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

参考1 国・都道府県・指定都市（保健所設置市）の役割



新たな仕組み：新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、

希望する指定都市に対して、権限と財源を移譲（都道府県の広域調整機能を除く）

参考2 指定都市の感染状況

| 時点 | 全国の陽性者数 | 指定都市の陽性者数 | 指定都市の陽性者数が占める割合 |
|-------|---------------|-----------|-----------------|
| | 指定都市の所在する道府県内 | | 指定都市の所在する道府県内 |
| 11月1日 | 1,722,839名 | 493,785名 | 28.7% |
| | 1,045,934名 | | 47.2% |

※「全国の陽性者数」は厚生労働省公表データ（10月31日0時：1,722,610人）と10月31日の新たな陽性者数（NHK調べ・10月31日：229人）の合計
※「指定都市の所在する道府県内」及び「指定都市の陽性者数」は各道府県・指定都市公表データ等（横浜市調べ）

【参考】
 ・東京都の陽性者数は381,655名であり、全国に占める割合は22.0%。
 ・指定都市と東京都を合わせた陽性者数は875,440名であり、全国の陽性者の50.8%を占めている。
 ・総人口に占める指定都市及び東京都の人口割合32.3%と比較して陽性者が大都市部に集中

提案の担当 / 政策局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長
 総務局危機管理室緊急対策課長
 健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長
 医療局医療政策部医療政策課長

長久 伸子 TEL 045-671-2109
 木村 正夫 TEL 045-671-2170
 大津 豪 TEL 045-671-2445
 山本 憲司 TEL 045-671-2438

新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

- 1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の必要額の配分と、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の繰越等の措置の継続
- 2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に係る対象事業の拡充、及び指定都市に対する直接交付の実施
- 3 特別減収対策企業債制度の令和4年度の継続と新型コロナウイルス感染症の影響による公営企業の経営悪化への支援

現状・課題

国

- 令和2年度に使わなかった臨時交付金は令和3年度にも活用可能であるが、令和3年度は**両交付金の計上はなく、市町村向けには、令和2年度補正予算の繰越分を活用した1,000億円が追加交付されたのみ。**
- 公営企業の当面の資金繰り支援として、「公営企業における特別減収対策企業債」（以下、「特別減収対策企業債」という。）を令和2年度に措置し、令和3年度も継続。

横浜市

- これまで新型コロナ対策として、**令和2年5月補正予算以降、感染拡大防止と医療提供体制の確保、経済再生に向けた対策等をきめ細かく推進。**
- 臨時交付金は、現時点の交付限度額413億円に対し、繰越分も含めて令和2年度に287億円を活用し、令和3年度は当初予算・補正予算を併せ127億円を予算計上。
- 包括支援交付金は令和2年度に39億円を活用し、令和3年度は当初予算・補正予算を併せ22億円を予算計上。
- 公営企業では設備の老朽化への対応や企業債の元利償還など、先送りできない支出も多く、特に地下鉄事業では資金繰り悪化が拡大。水道事業も業務用等で料金収入が減少。



感染症の状況等を見極めながら、更なる感染拡大防止策や経済対策、機動的な取組の実施が重要

- 今後も**感染症拡大・収束状況などを見極め、感染拡大防止と経済再生の両輪による機動的な取組が不可欠**であり、**臨時交付金及び包括支援交付金の継続と更なる増額が必要。**
- 包括支援交付金の交付対象は都道府県であり、市町村への財源配分の権限も都道府県にあるが、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できるよう、受入実績に応じた病院への支援など、**更なる対象事業の拡充、及び指定都市に対して必要額を直接交付**することが必要。

公営企業の事業継続に対する更なる財政支援が必要

- 令和4年度も一定の減収を見込まざるを得ない状況であることから、**公営企業に対する十分な支援**と、事業継続の観点から、**令和4年度も特別減収対策企業債制度の継続が必要不可欠。**

提案・要望内容

- 1 今後の機動的な取組が可能となるよう、**国補正予算を活用した臨時交付金及び包括支援交付金の更なる増額を行うとともに、今後も両交付金を継続して予算措置すること。**また、**臨時交付金（補助事業分）の未配分額について必要額を配分すること。**さらに、年度末でも切れ目なく対策を継続できるよう、**臨時交付金の繰越措置の継続等**、必要な対応を行うこと。
- 2 包括支援交付金については、**指定都市が地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、対象事業の更なる拡充を行うとともに、指定都市を直接交付の対象とすること。**
- 3 特別減収対策企業債制度の令和4年度の継続及び公営企業の経営悪化に対する財政支援の充実

参考1 令和3年度 横浜市の新型コロナウイルス感染症対策

| | |
|----------------------|--|
| 当初予算 2,405 億円 | I 市民と医療を守る 360 億円 |
| | ワクチン接種、簡易検体採取所、疫学調査チーム「Y-AEIT」、感染症・医療調整本部「Y-CERT」、コールセンター設置・運営 等 |
| | II 横浜経済と市民生活を守る 2,013 億円 |
| | 住居確保給付金、緊急雇用創出、新たな事業展開に向けた設備投資・販路開拓支援、商店街支援、文化芸術・観光MICE 支援 等 |
| | III 新たな日常に取り組む 32 億円 |
| | GIGAスクール構想の推進、行政サービスデジタル化の推進 等 |
| 5月補正 147 億円 | ワクチン接種、自宅療養者見守り支援、高齢施設への退院支援、飲食事業者支援 等 |
| 9月補正 378 億円 | ワクチン接種、検査体制強化、外来受診体制等強化、市内飲食店等消費促進、投薬治療実施支援 等 |

参考2 国の令和2年度補正予算編成状況

| | 1次補正(R2.5) | 2次補正(R2.6) | 3次補正(R3.2) | 合計 |
|----------------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------------------|
| 臨時交付金 (うち地方単独事業向けの市町村分) | 1兆円 (3,500億円) | 2兆円 (1兆750億円) | 1.5兆円 (5,000億円) | 4.5兆円 (1兆9,250億円)※1 |
| 包括支援交付金 | 0.2兆円 | 2.2兆円 | 1.3兆円 | 3.7兆円※2 |

※1 R3.8追加交付(R2補正繰越分)1,000億円含めると2兆250億円 ※2 0.9兆円の予備費措置と合わせ、総額4.6兆円の予算を確保

参考3 地方単独事業向け臨時交付金の住民1人当たり交付限度額

| | | |
|---------------|------------|-----------------|
| 【令和2年度分】 | 横浜市：8,719円 | 全国市町村平均：15,170円 |
| 【令和3年8月追加交付分】 | 横浜市：577円 | 全国市町村平均：792円 |

全国比約 57%

全国比約 73%

参考4 横浜市の臨時交付金の活用状況と交付限度額

| | 令和2年度 (決算) | 令和3年度(予算) | | 合計 | 交付限度額 |
|-----|---------------|-----------|------|--------------|--------------|
| | | 当初 | 9月補正 | | |
| 活用額 | 287億円※ | 89億円 | 38億円 | 414億円 | 413億円 |

※令和2年度から令和3年度への繰越分含む

さらに、今後の感染拡大・収束状況を見極めた機動的な取組に係る費用などが必要

提案の担当 / 政策局政策部政策課長

安達 恒介 TEL 045-671-3912

政策局政策部政策課担当課長

岡 靖之 TEL 045-671-4322

財政局財政部財政課長

飯島 龍 TEL 045-671-2230

健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長

大津 豪 TEL 045-671-2445

医療局医療政策部医療政策課長

山本 憲司 TEL 045-671-2438

水道局経営部経理課長

中林 都 TEL 045-671-3129

交通局経営管理部経営管理課長

小林 哲也 TEL 045-671-3134

持続可能な新型コロナワクチン接種体制の構築

厚生労働省、内閣府

- 1 追加接種実施のための体制確保に必要な情報の早期提示
- 2 予防接種法に基づく接種の令和4年度以降のスケジュールの早期提示
- 3 国産ワクチンの早期実用化によるワクチンの安定供給体制の構築

現状・課題

国

- 予防接種法に基づき、令和3年度は令和4年2月末までのワクチン接種完了を市町村に指示。令和3年11月末までに希望する国民全員に2回のワクチン接種完了のスケジュールを提示。
- 令和3年度の接種体制確保事業費補助金及び接種対策費負担金は、所要見込額の10/10を国費負担で交付予定。
- 令和3年9月22日事務連絡において、2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、国が全額費用負担の上、1回追加の接種を行う方針を説明。
- 国内で複数の企業や研究機関がワクチンの開発や生産体制の整備に取り組んでいるが、現時点では、薬事承認されているワクチンは海外製のみ。

横浜市

- 令和3年10月末までに希望する全ての市民に2回のワクチン接種を行う計画で事業実施。
- 約1,600か所の医療機関による個別接種のほか、市内最大33か所の集団接種会場や大規模接種会場の運営により、10月末に12歳以上人口の80%が接種する計画に基づき接種体制を構築。
- 令和4年度以降の接種体制、スケジュールや国の予算措置等については、市町村に提示されていないため、令和3年度の業務をベースに検討。

ワクチンの追加接種体制確保のため、体制確保に必要な情報が早期に提示されることが必要

- 令和3年12月の追加接種開始を想定して準備する場合、供給されるワクチンの種類・スケジュール及び国の予算措置など、体制確保に向けた情報の早期提示が必要。

安定的なワクチン接種実施のため、令和4年度以降のスケジュールの早期提示が必要

- 令和3年度に追加接種を始めた場合、年度内に対象者への接種が完了しないため、令和4年度以降も引き続き接種体制を確保し続けることが必要。
- 新型コロナワクチンの接種を予防接種法の定期接種に位置付けるなど、令和4年度以降に向け、より恒常的に安定したワクチン接種の体制検討が必要。

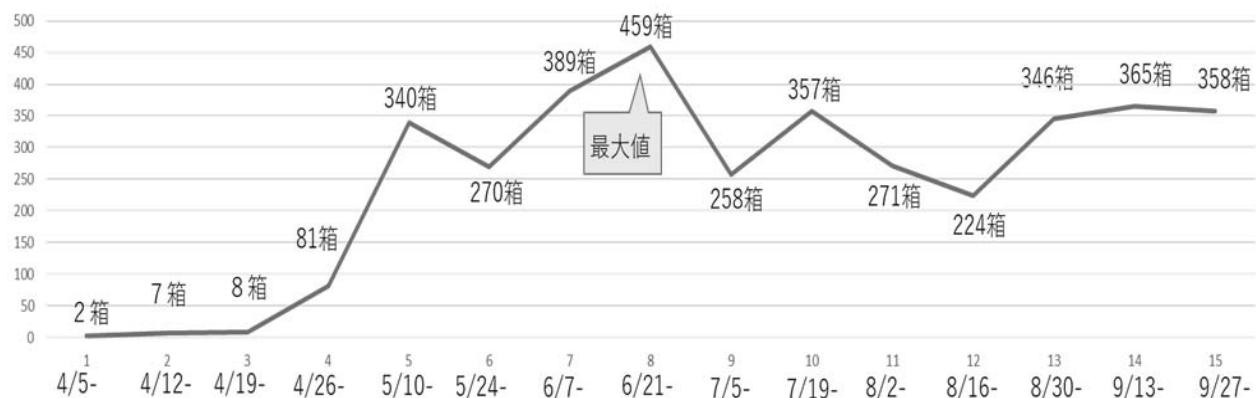
国内製造も含めたワクチンの安定的な供給が必要

- 世界的なワクチンの需要の高まりの中、海外製ワクチンに依存したままでは、国内における安定的な供給ができず、地方自治体でのワクチン接種を円滑に進めることが困難。
- 日本国内で製造するワクチンの供給量を増やすことにより、海外製ワクチンへの依存度を下げ、ワクチンが安定的に供給される体制を構築する必要がある。

提案・要望内容

- 1 追加接種を行うために必要となるワクチンの供給スケジュールなどの情報の早期提示
- 2 令和4年度以降のワクチン接種体制・スケジュールの早期提示及び安定的なワクチン接種実施のための体制構築
- 3 日本国内で製造するワクチンの供給量を増やすことによる海外製ワクチンとあわせた安定的なワクチン供給体制の構築

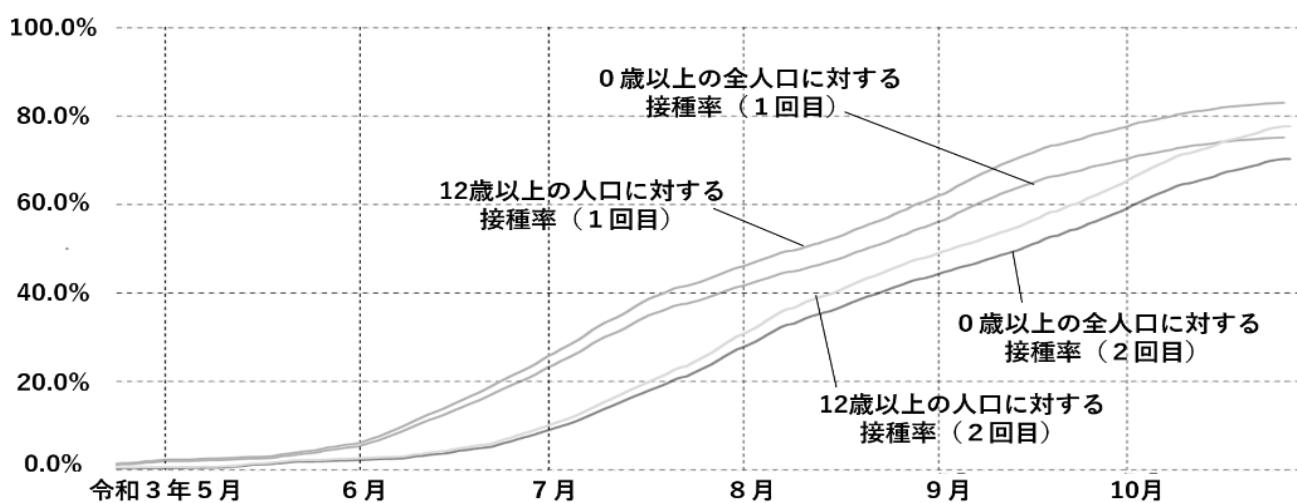
参考1 横浜市へのワクチン供給量の推移



※国からのワクチン供給に応じて接種体制や接種スケジュールを組むため、ワクチンの供給が遅れた3月は、
当初予定していた接種券発送を延期。

※ワクチン供給量が減少した7、8月は供給に見合った接種ペースになるよう調整。

参考2 ワクチン接種率の推移（令和3年10月26日時点）



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援

経済産業省、厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業者支援策の一層の充実
- 2 雇用対策の一層の充実

現状・課題

国

- 日本政策金融公庫等による実質無利子融資の延長や、緊急事態宣言の期間延長による月次支援金の期間延長を実施。（実質無利子融資は当面令和3年12月末まで延長、月次支援金は令和3年9月分まで実施中）
- 感染症の影響が長期化する中、既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の長期の延長を積極的に提案する等、事業者の実情に応じた柔軟な対応等を金融機関へ要請。
- 雇用対策として、「雇用調整助成金」特例措置の延長及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を令和4年3月まで継続。

横浜市

- 「くらし・経済対策」として、資金繰り支援や、影響が特に大きい飲食事業者・事業転換を図る事業者への支援など、感染症の影響の長期化に対応する事業者支援策を実施。
- 「第118回横浜市景況・経営動向調査」結果より、令和3年7-9月期の自社業況BSIは、マイナス28.4と低い水準であり、厳しい状況が継続。
- 令和3年9月末時点の市内有効求人倍率（1.00倍）は、新型コロナウイルス感染拡大前（1.63倍/令和元年12月）に比べ、低い水準で推移。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえた支援措置の充実が必要

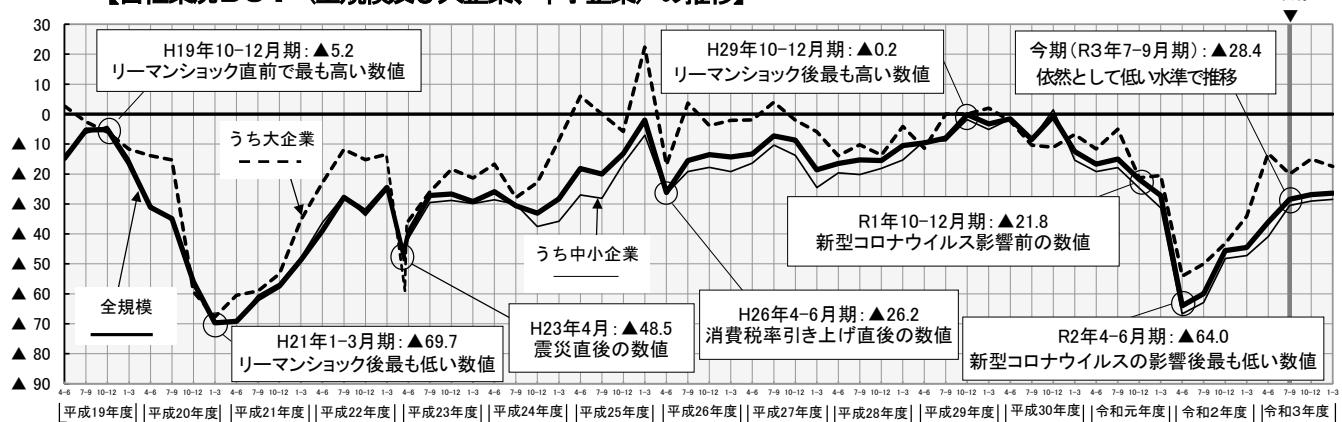
- 市内経済や雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、また、事業者や労働者への影響が今後更に長期化する恐れがあることを踏まえ、支援策の延長や拡充、財政支援が必要。

提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、日本政策金融公庫等による実質無利子融資や月次支援金を継続するとともに、既往債務の返済猶予や借換え等、**事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うよう金融機関への働きかけを引き続き実施すること**。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する都道府県への財政支援の継続やワクチン接種証明等の活用により、営業時間短縮等の影響を受ける事業者へ**実効性の高い支援を行うこと**。
- 2 労働者の安定的雇用の維持を図る「雇用調整助成金」特例措置を状況に応じて適時・適切に実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい雇用情勢に対処するため、**市が公共職業訓練の拡充等の雇用対策に資する取組を実施する場合、財政的な支援を講ずること**。

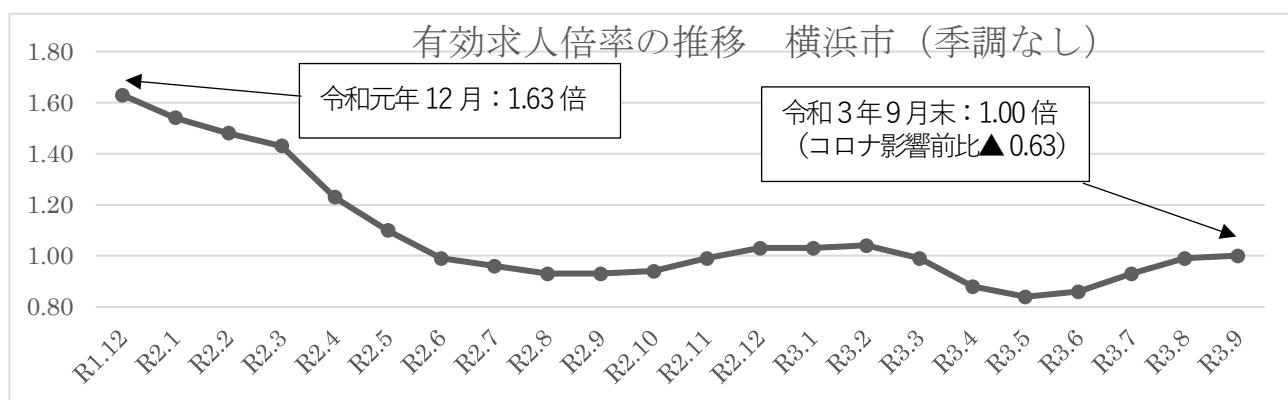
参考1 市内企業の業況（「横浜市景況・経営動向調査」の結果）

【自社業況BSI（全規模及び大企業、中小企業）の推移】



出典：第118回 横浜市景況・経営動向調査（令和3年9月実施）

参考2 市内の有効求人倍率の推移（令和3年9月末時点）



安心して出産できる社会に向けた出産育児一時金の増額

厚生労働省

- 1 子どもを産み育てやすい社会の実現に向けた出産育児一時金の増額
- 2 出産費が高額な地域における出産育児一時金の地域加算の実施

現状・課題

国

- 出産にあたっては、法令等に基づき、加入先の健康保険が原則 42 万円の出産育児一時金（産科医療補償制度掛金分の費用も含む）を支給。
- 厚生労働省資料によると、病院及び診療所における出産育児一時金（正常分娩）の直接支払制度専用請求書を集計した令和元年度の出産費用の平均は 46 万 217 円。産科医療補償制度等の費用を含めると 52 万 4,182 円となっており、一時金 42 万円と大きくかい離。（参考 1：厚生労働省保険局集計資料（令和 2 年））

横浜市

- 国民健康保険中央会の調査（平成 28 年度）によると、神奈川県の出産費用の平均値は 56 万 4,174 円、中央値は 55 万 8,440 円であり、全国平均値と比較して 5 万 8,415 円、全国中央値と比較して 6 万 5,040 円高額な状況。（参考 2：国民健康保険中央会資料（平成 28 年度））

出産費用が増加傾向にあることを踏まえ、出産育児一時金の増額が必要

- 国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、出産育児一時金の増額により、子どもを望む家庭の経済的負担を軽減することは喫緊の課題。
- 出産費用の助成制度を独自に実施している自治体はほぼなく、出産育児一時金の増額が必要。
- 年々、出産費用が増加している中、平成 21 年 10 月以降、出産育児一時金の総額は 42 万円から増額しておらず、実態と大きくかい離しており、早急な実態調査及び増額が必要。
- 出産費用（正常分娩）は自由診療の下で実施されていることから、他の地域と比較して特に首都圏における費用が高額となっており、居住地によって経済的負担の差が大きい。そのため、首都圏における出産育児一時金については、地域加算等による増額が必要。

提案・要望内容

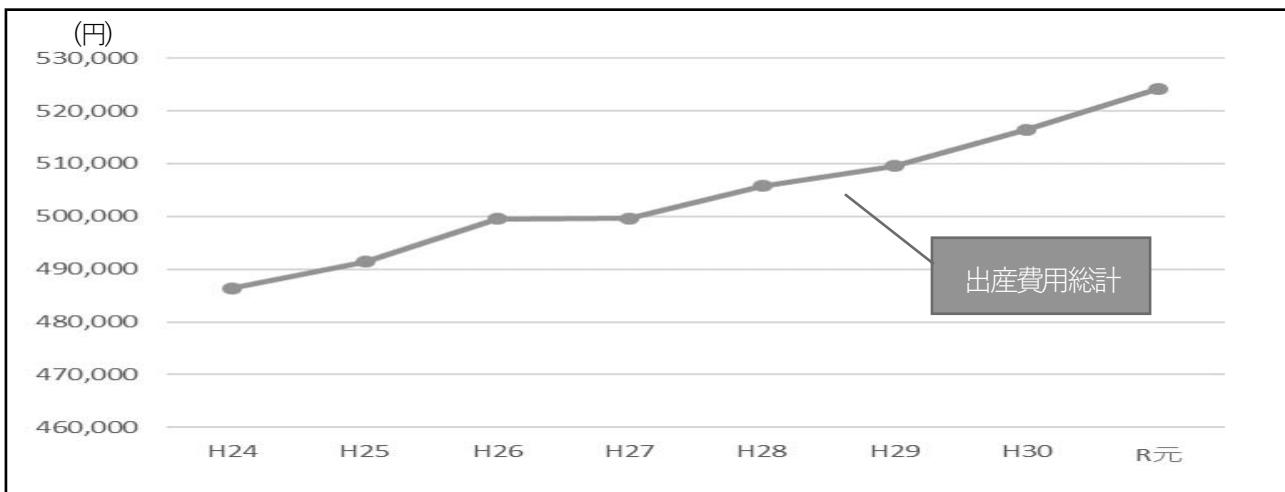
- 1 出産育児一時金については、出産費用の実態を把握した上で、子どもを望む家庭の経済的負担を軽減すべく、全ての健康保険で現在の 42 万円から増額し、実態に合せた額を支給する制度の構築
- 2 他の地域と比較し経済的負担の大きい首都圏などにおける、出産育児一時金の地域加算制度の構築

参考1 出産費用（正常分娩）の推移（全施設）

(出典：厚生労働省集計資料)

(単位：円)

| 全施設の全国平均 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入院料 | 110,112 | 110,650 | 111,730 | 112,504 | 112,726 | 112,123 | 113,982 | 115,047 |
| 分娩料 | 230,920 | 233,878 | 240,848 | 249,603 | 254,180 | 257,501 | 261,249 | 266,470 |
| 新生児管理保育料 | 50,445 | 50,339 | 50,508 | 50,752 | 50,621 | 50,172 | 50,094 | 49,980 |
| 検査・薬剤料 | 11,915 | 12,197 | 12,496 | 12,905 | 13,124 | 13,350 | 13,703 | 13,880 |
| 処置・手当料 | 13,336 | 13,575 | 13,918 | 14,301 | 14,563 | 14,815 | 14,623 | 14,840 |
| 室料差額a | 14,653 | 15,149 | 15,702 | 16,008 | 16,580 | 16,878 | 17,503 | 18,074 |
| 産科医療補償制度b | 29,672 | 29,670 | 27,559 | 15,884 | 15,881 | 15,778 | 15,757 | 15,740 |
| その他c | 25,324 | 25,968 | 26,788 | 27,657 | 28,085 | 28,895 | 29,532 | 30,151 |
| 総計 | 486,376 | 491,426 | 499,550 | 499,614 | 505,759 | 509,511 | 516,445 | 524,182 |
| 総計-a-b-c | 416,728 | 420,639 | 429,501 | 440,065 | 445,214 | 447,960 | 453,652 | 460,217 |


参考2 正常分娩分の平均的な出産費用について（平成28年度）


平均値・中央値ともに55万以上

(出典元：公益財団法人 国民健康保険中央会資料) (単位：円)

| 都道府県 | 平均値 | 中央値 |
|------|---------|---------|------|---------|---------|------|---------|---------|------|---------|---------|
| 北海道 | 443,271 | 442,018 | 東京 | 621,814 | 586,000 | 滋賀 | 490,049 | 489,410 | 香川 | 463,325 | 462,730 |
| 青森 | 435,414 | 435,620 | 神奈川 | 564,174 | 558,440 | 京都 | 482,787 | 481,195 | 愛媛 | 466,192 | 465,660 |
| 岩手 | 458,235 | 454,700 | 新潟 | 496,624 | 496,418 | 大阪 | 506,407 | 505,060 | 高知 | 435,241 | 432,100 |
| 宮城 | 535,746 | 528,876 | 富山 | 476,145 | 471,740 | 兵庫 | 513,036 | 513,164 | 福岡 | 473,420 | 468,900 |
| 秋田 | 449,260 | 452,615 | 石川 | 464,241 | 465,640 | 奈良 | 479,807 | 489,000 | 佐賀 | 438,341 | 438,400 |
| 山形 | 501,400 | 498,670 | 福井 | 469,145 | 465,995 | 和歌山 | 457,498 | 461,485 | 長崎 | 452,472 | 453,840 |
| 福島 | 478,965 | 483,240 | 山梨 | 490,763 | 489,720 | 鳥取 | 396,331 | 398,130 | 熊本 | 415,923 | 420,000 |
| 茨城 | 520,995 | 513,980 | 長野 | 507,281 | 506,090 | 島根 | 477,777 | 480,500 | 大分 | 430,141 | 427,155 |
| 栃木 | 543,457 | 546,365 | 岐阜 | 482,591 | 485,660 | 岡山 | 491,196 | 484,180 | 宮崎 | 428,157 | 426,879 |
| 群馬 | 510,156 | 502,005 | 静岡 | 499,655 | 496,750 | 広島 | 486,554 | 484,600 | 鹿児島 | 443,213 | 444,060 |
| 埼玉 | 531,609 | 522,660 | 愛知 | 515,973 | 513,530 | 山口 | 432,422 | 425,270 | 沖縄 | 418,164 | 418,100 |
| 千葉 | 512,087 | 506,450 | 三重 | 500,677 | 497,025 | 徳島 | 476,150 | 468,420 | 全国 | 505,759 | 493,400 |

子どもの医療費助成の充実

厚生労働省

- 1 子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築
- 2 全国一律の負担軽減制度の構築までの間の市区町村への財政支援の実施

現状・課題

国

- 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は2割、就学後は3割が自己負担とされている。
- 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なっている。
- 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、平成30年度から、義務教育就学前の子どもについては廃止されるなど、市区町村による取組への支援に進展があった。

横浜市

- 子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成29年4月に小学6年生まで、平成31年4月から中学3年生まで拡大し、令和3年4月から、1、2歳児の所得制限をなくしている。



子どもの医療費に関して、本来国の責任で全国一律の負担軽減制度を構築することが必要

- 国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策。本来は、ナショナル・ミニマムの保障として、国の責任で行われるべき。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があり、不公平感が生じているため、全国一律の負担軽減制度が必要。

提案・要望内容

- 1 全ての子どもが、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、**子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築**
- 2 全国一律の負担軽減制度が構築されるまでの間、各市区町村が厳しい財政状況の中であっても子どもの医療費助成を安定的に実施できるよう、**子どもの医療費助成を行う市区町村に対しての財政支援の実施**

参考1 横浜市的小児医療費助成制度（令和3年4月以降）

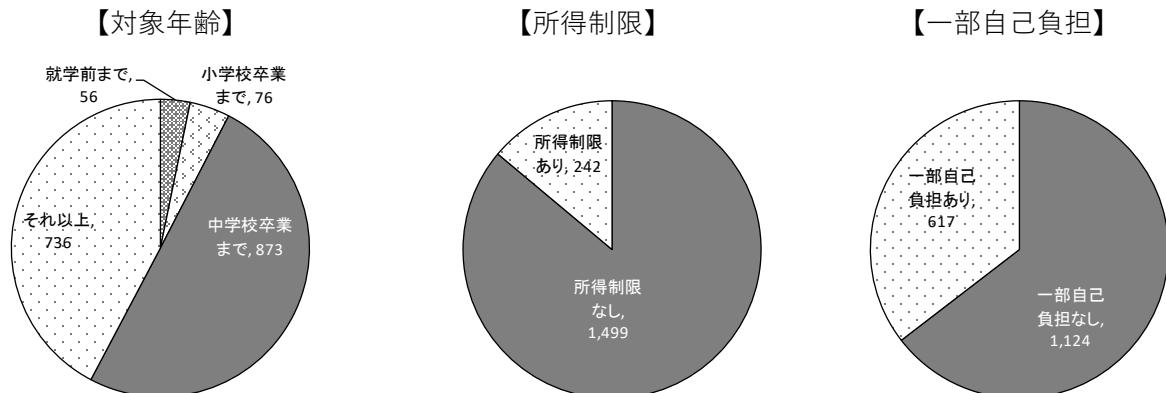
| 年齢 | | 0歳 | 1~2歳 | 3歳~小3 | 小4~中3 |
|------|---------|-------|---------------------------------|-------|---|
| 助成対象 | | 入院・通院 | | | |
| 所得制限 | | なし | あり | | |
| 助成内容 | 所得制限額未満 | 非課税 | | | 全額助成 通院1回500円までの負担。 入院、院外薬局は全額助成。 |
| | 所得制限額以上 | 課税 | 通院1回500円までの負担。 入院、院外薬局は全額助成。 | 対象外 | |

参考2 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>

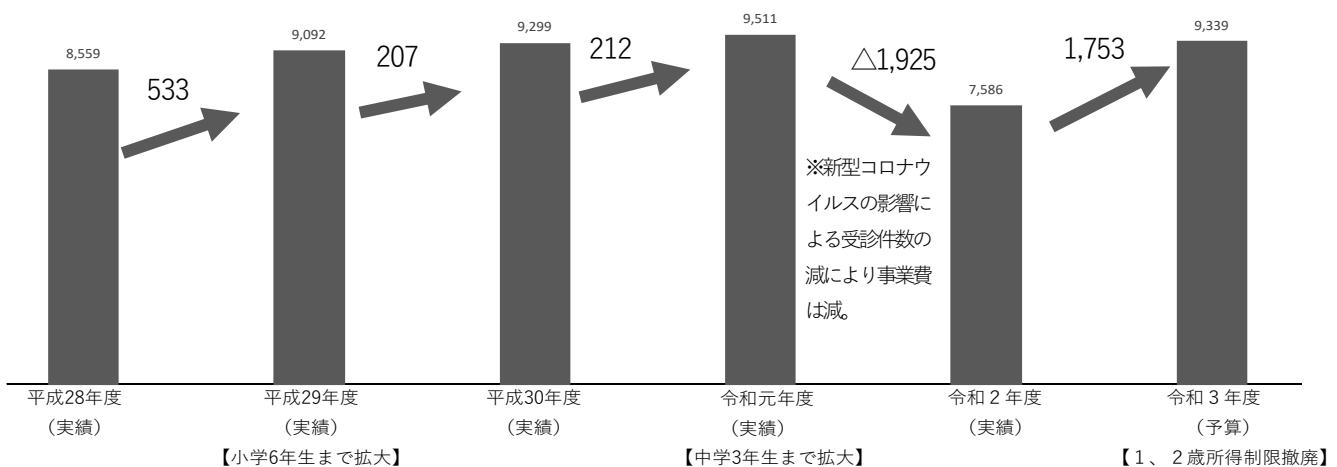
(単位：市区町村)



(出典) 厚生労働省「令和2年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

参考3 横浜市における事業費の推移

(単位：百万円)



デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進

デジタル庁、総務省

- 1 情報システムの標準化に関する地方自治体への十分な財政支援
- 2 ベース・レジストリの整備・普及への強力な推進

現状・課題

国

- 令和3年5月、デジタル改革関連法が成立、9月にデジタル庁が発足。
- デジタル改革関連法では、地方自治体の主要17業務のシステムを、**国の標準仕様に準拠したシステム**（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することを**地方自治体の責務**とし、令和7年度末までの移行完了を目標。
- 令和2年度第3次補正予算において、自治体情報システムの標準化・共通化関連のシステム移行準備及び移行経費に対する補助について、令和7年度までの基金として1,509億円計上。
- 令和2年12月に「ベース・レジストリ・ロードマップ」を策定し、令和3年5月に法人、土地・地図などの一部のデータについてベース・レジストリ（人、法人、土地、建物等の社会の基本データで、正確性や最新性が確保されたデータベース）として指定。高度な行政サービスやスマートシティを実現するための社会全体の基盤として整備を推進。

横浜市

- 横浜市のシステムは日本最大規模であり、自治体クラウドによる他都市とのシステム共用のためには**別途、標準化に対応したシステムの構築が必要**。
- 標準仕様の内容によっては、**指定都市の業務実態の反映**や、大規模自治体での人口数に比例した**大量処理等**へ対応するための**特別な仕組み等**が必要。
- オンライン申請でのデータ再利用や他のデータベースを参照することによる**ワンストップ**や**システムの重複投資削減**などの実現に向け、ベース・レジストリの整備が必要。



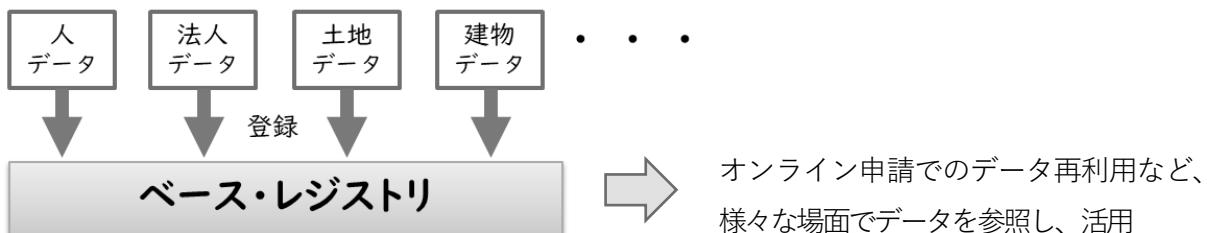
ベース・レジストリ整備に向け、情報システム標準化に対する地方自治体への支援が必要

- ベース・レジストリの整備に向けては**情報システムの標準化**が重要。住民サービスの向上や業務効率化につながる情報システムの標準化により、**膨大な住民データの形式を統一**し、自治体間のデータ連携を進め、ベース・レジストリの基本データの整備が必要。
- **システム標準化**には、業務の再構築を短期間に集中的に行うほか、標準化対象外の関連システム開発費用がかかるなど**人的・財政的な負担**が大きいため、**支援が必要**。
- ベース・レジストリは、我が国が**デジタル先進国**となるために**不可欠な社会基盤**であり、その整備と普及に向けて各主体が連携して取り組んでいくことが重要。**標準準拠システムへの移行**を確実に推進していくには、人材育成・確保を含め、**地方自治体に対する財政支援が不可欠**。
- デジタル先進国では、既に国を挙げてベース・レジストリの整備に取り組んでおり、我が国でも整備と普及に向けて**国・地方自治体・民間企業が連携して取り組んでいくことが重要**。

提案・要望内容

- 情報システムの標準化を進めていく上で、早期に仕様等を情報提供し、移行準備経費だけでなく、関連する経費を幅広く対象とする、全ての地方自治体に対する十分な財政支援の継続的実施**
- ベース・レジストリの整備と普及の取組については、国・地方自治体・民間の連携が円滑に進むよう、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、デジタル人材の確保・育成を含め国が中心となり強力に推進すること**

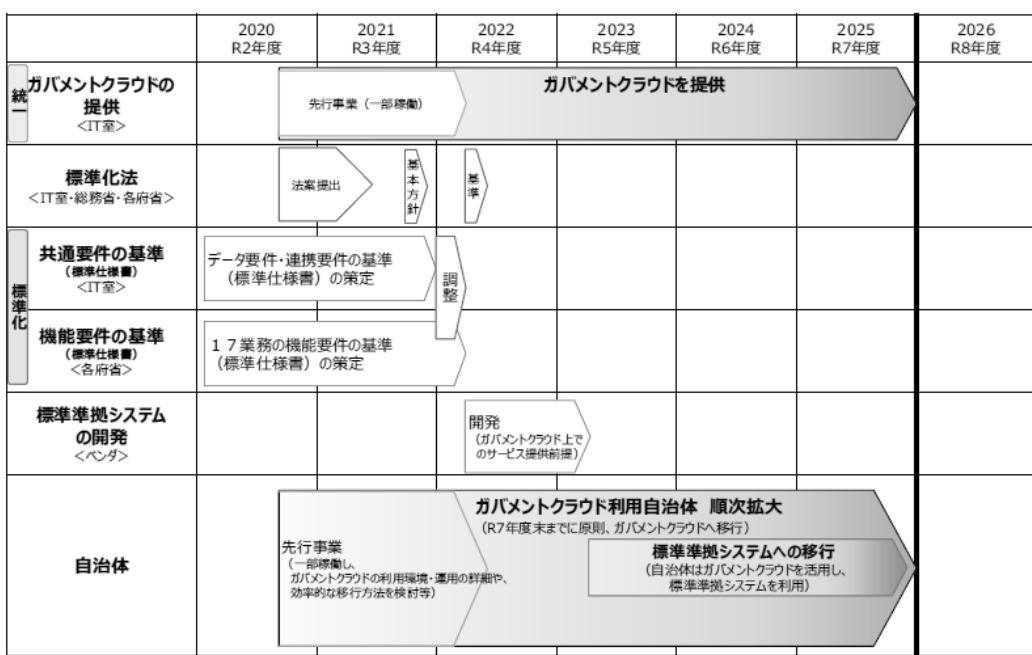
参考1 ベース・レジストリとは



参考2 海外でのベース・レジストリ整備の事例

| | |
|-------|-----------------------------------|
| デンマーク | 2012年からの15年間で1,200億円以上の行政コスト削減見込み |
| エストニア | 法により重複データ収集を禁止することでワンスオンリーを実現 |

参考3 標準準拠への移行までの工程



※ 取組においては自治体の意見を丁寧に聴いて進める。

※内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」(令和3年1月)より抜粋

デジタル・AI 時代を見据えた GIGA スクール推進

文部科学省

- 1 端末等の運用保守に係る継続的な財政支援
- 2 サポートデスク、ICT 支援員への継続的な財政支援
- 3 GIGA スクール構想を契機とした CBT 化の推進に向けた支援

現状・課題

国

- 「GIGA スクール構想」の実現に向け、「校内通信ネットワーク整備事業」と「児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業」を令和元年度補正予算及び令和 2 年度補正予算に計上。
- 全国学力・学習状況調査の CBT (コンピュータを使用した試験方式) 化を見据え、CBT システムを試行するとともに当システムを地方自治体独自学力調査の CBT にも活用できるよう準備。

横浜市

- 令和 2 年 9 月「横浜市における GIGA スクール構想」を策定。教育用クラウドサービスの活用、指導者用デジタル教科書の導入等、個別最適で社会とつながる協働的な学びの実現を目指す。
- 令和 3 年 9 月、緊急事態宣言に伴う分散登校に際し、端末の持ち帰りを実施。
- 横浜市学力・学習状況調査の CBT 化に向け、先行してアンケート調査の令和 4 年度の CBT 試行を検討中。



端末の運用保守、環境整備のための継続的な支援が必要

- 端末更新の目途である 5 年間、児童生徒 1 人 1 台の環境を維持するためには、予備端末の準備・保守サポートサービスへの加入や、校内での利用拡大に応じる高速大容量通信を維持するための校外ネットワークや校内 LAN の維持管理及びセキュリティ対策等への財政支援が必要。
- 端末持ち帰り時、安全に利活用するためのフィルタリング等への財政支援が必要。
- ICT を活用した学びを浸透させるためには一定の時間を要すため、教員の負担軽減や円滑な授業支援等を行う ICT 支援員の学校訪問、電話等で学校のサポートを行う学校ヘルプデスク機能に係る地方財政措置のほか、補助制度など継続した財政支援が必要。
- 文部科学省の CBT システムが児童生徒や教員にとって使いやすいことが必要であるとともに、地方自治体独自調査の CBT 化の準備を進める自治体には国の細かな情報提供が欠かせない。

提案・要望内容

- 1 児童生徒 1 人 1 台端末環境を継続して維持していくための、保守サポートサービスへの加入及び予備端末の準備に係る費用や、端末持ち帰りのためのフィルタリング費用等への新たな財政支援
- 2 ICT 支援員訪問回数増加や学校ヘルプデスクを継続実施するための費用等への更なる財政支援
- 3 地方自治体との情報交換等、GIGA スクール構想を契機とした CBT 化の推進に向けた支援

参考1 横浜市における児童生徒端末整備台数、令和4年度維持・保守概算額（要望1）

| 校種 | 端末整備台数 | 令和4年度所用額 | 実施内容 |
|------------|----------|--------------------------|--|
| 小学校・特別支援学校 | 192,364台 | 677,122千円 (うち国費1/2)※1 | 端末メーカー保守サービス加入 (バッテリー交換及び故障時の端末交換等) |
| 中学校 | 81,599台 | 321,783千円 | 予備端末購入 |
| 計 | 273,963台 | 998,905千円 | |

※台数には教員分を含む。R2年度実施の児童生徒端末整備は国庫補助あり。R3年度は国庫補助なし。

※1 GIGAスクール運営支援センター国庫補助制度活用予定（自治体規模が大きい横浜市では、補助金総額として不足見込み）

参考2 横浜市における学校からインターネット接続の通信費等（要望1）

| 通信方法 | 令和3年度迄 | 令和4年度以降 |
|---------------|-----------------------------------|--|
| 学校からインターネット接続 | 1Gbps/校(ベストエフォート)、 256,478千円/年 | 1Gbps/校(帯域保証)、 462,411千円/年 (うち国費1/2)※1 |

※学校からインターネット接続の費用には、セキュリティ面など管理を行うセンター機能の運用費を含む。

※学校毎の通信速度（帯域）は想定の最大値（ベストエフォート値）。

※1 GIGAスクール運営支援センター国庫補助制度活用予定（補助金総額として不足見込み）

参考3 フィルタリングサービスにかかる費用（要望1）

| | | | |
|------------|-----------|----------------|-------------|
| フィルタリング利用料 | 1台 700円/年 | 児童・生徒端末数（小・特支） | 154,018千円/年 |
|------------|-----------|----------------|-------------|

※令和3年度児童生徒数見込みより積算。

参考4 横浜市における令和4年度以降のICT支援員の概算費用と国庫補助等（要望2）

| 校種 | 1人1台端末整備後・令和3年度以降 | 国庫補助等 |
|--------|-------------------|--|
| 小学校 | 48回/年・校 ※概ね1回/週 | 551,386千円 一部あり・1/2 運営支援センター補助金※1 |
| 中学校 | | 238,823千円 地財措置※2令和4年度末まで |
| 高等学校 | 24回/年・校 | 10,164千円 |
| 特別支援学校 | 48回/年・校 ※概ね1回/週 | 26,592千円 ※1 GIGAスクール運営支援センター国庫補助制度は支援員の研修育成等、一部の内容への補助（補助金総額として不足見込み） |
| 計 | | 826,965千円 ※2 4校に1人配置分を対象。継続支援を要望 |

参考5 ヘルプデスクの役割（要望2）

| 種別 | 業務内容 | 回数 | 国庫補助 |
|--|------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 学校ヘルプデスク | トラブル発生時の故障判断等の技術的なサポート | 問合せに応じて随時 (令和2年度実績:7,800回) | 一部あり※1・1/2 運営支援センター補助金 |
| ※1 GIGAスクール運営支援センター国庫補助制度活用予定（補助金総額として不足見込み） | | | |

参考6 横浜市学力・学習状況調査 改訂の趣旨（要望3）

①新学習指導要領の全面実施を受け、「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づく資質・能力ペイスの調査に改訂する。それに伴い、学校や学年の学力等の概況に加えて、児童生徒一人ひとりの学力の伸びを小中学校を通して継続的に把握できる調査にする。

②調査問題の質の向上を図ると同時に、良問を蓄積して使っていくことで、将来的には作成する問題の数を減らし、教員の負担軽減につながるような改訂とする。

これらを実現するとともに、国のCBT（Computer Based Testing）化に向けた動きを見据え、GIGAスクール構想とあわせてCBT化の検討を進めていくことが重要。

資質・能力ペイスの調査への改訂

一人ひとりの学力の伸びを把握できる調査

これまで

これから

学校や学年の「概況」

学校や学年の「概況」

+一人ひとりの伸び

+一人ひとりの伸び

学力…調査ではかることのできる教科の力

提案の担当 / 教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課情報教育担当課長 武井 邦之 TEL 045-671-4498
教育委員会事務局学校教育企画部教育課程推進室長 山本 朝彦 TEL 045-671-3723

「グローバル拠点都市」の推進

内閣府

「グローバル拠点都市」の推進に向けた更なる支援の拡充

現状・課題

国

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」を踏まえ、スタートアップや支援者の集積と潜在力を有する都市の拠点都市形成計画を公募し、選定した拠点都市のスタートアップに対し、政府、政府関係機関、民間サポーターによる集中支援に着手。
- 令和2年7月、**グローバル拠点都市4か所、推進拠点都市4か所を選定**。

横浜市

- 平成29年から業種や組織の垣根を超えたオープンイノベーションの取組として「**I-TOP 横浜」「LIP横浜**」を進め、会員数900超、自動運転やスマートホームなど個別プロジェクト300超を推進。平成31年1月に、「YOZO(よくぞ)」を旗印に「イノベーション都市・横浜」を宣言。
- 令和元年10月に、国の支援を受けつつ開設した「**YOZO BOX(よくぞボックス)**」を拠点に、社会課題に挑むスタートアップの成長支援に取り組み、2年半で**100億円以上の投資実績**。
- 令和2年7月、「**グローバル拠点都市**」に選定。11月、渋谷区と「グローバル拠点都市の形成及びオープンイノベーションの実現に関する連携協定」を締結。
- 令和3年1月、世界有数のアクセラレーターの支援を受けるスタートアップとして3社採択。
- 令和3年3月、東京工業大学と「イノベーション創出とスタートアップ支援に向けた拠点形成などに関する連携協定」を締結。
- 令和3年3月、科学技術振興機構(JST)の「SCORE大学推進型(拠点都市環境整備型)」に「横浜プラットフォーム」が採択され、大学発スタートアップの創出に向けて、横浜市立大学、横浜国立大学、関東学院大学、神奈川大学と連携するなど、街ぐるみで人・企業・投資を呼び込み、グローバル拠点都市を推進。
- 令和3年9月、未来ビジネスを共創する産学公民の連携基盤「**横浜未来機構**」が活動を開始し、企業・大学等79者が参画。5Gユースケースの開発実証などに着手。

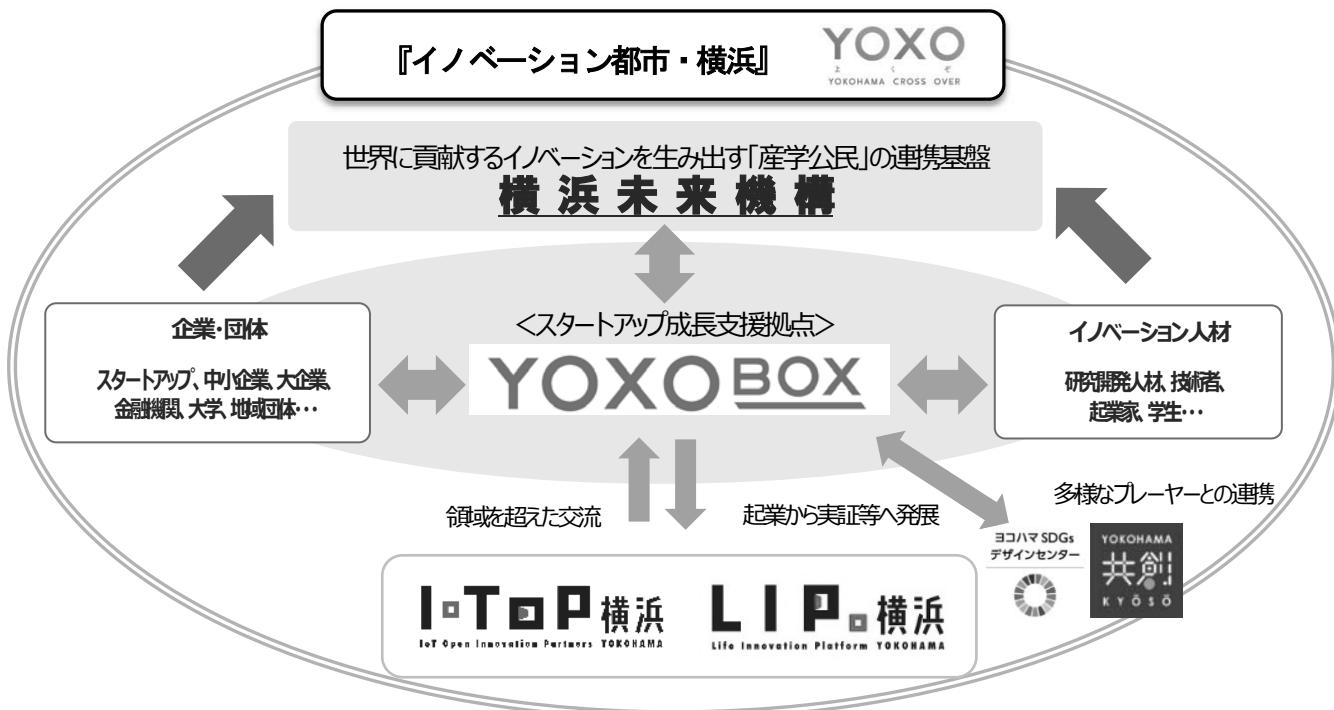
各地方自治体の強みを生かしたスタートアップ・エコシステムの形成が必要

- 拠点都市に選定された地方自治体ごとのリソース、フィールド、特性等を生かした戦略でスタートアップ・エコシステムを形成することが必要。
- そのためには、**地方自治体の実情に応じて柔軟かつ大胆に活用できる支援**が必要。

提案・要望内容

- スタートアップ・エコシステム拠点都市としてスタートアップの支援やオープンイノベーションの取組を推進していくにあたり、地方自治体の実情に応じて活用できる**地方創生推進交付金のメニュー**や採択枠の拡大等、グローバル拠点都市への財政的支援の更なる拡充

参考1 イノベーション都市・横浜 エコシステムについて



参考2 スタートアップ成長支援拠点「YOXO BOX（よくぞボックス）」について



<令和元年度～3年度(9月末時点) 累計実績>

- 支援企業が受けた投資額 : 107 億 円
- スタートアップ支援件数 : 247 件
- イベント・セミナー参加者数 : 延5,474 人

YOXO BOX 支援メニュー

1. YOXOイノベーションスクール
(起業志望者を対象としたビジネス講座)
2. YOXOアクセラレータープログラム
(スタートアップが対象の成長支援プログラム)
3. 横浜ベンチャーピッチ
(資金調達先や連携する企業等とのマッチング)
4. イノベーション創出のための交流・ビジネスイベント
5. 専門家によるスタートアップ相談窓口
6. 【新規】YOXOマネジメントプログラム
(IPO・M&Aを具体的に目指すスタートアップ対象の講座)

参考3 「横浜未来機構」について

- 令和3年3月31日設立（任意団体）
- 会長：横浜国立大学学長 梅原 出
- 会員：79者（令和3年10月末時点）
- 企業や大学の人材の異分野交流を促進し、先端技術や知見により地域や社会の課題解決に向けたトライアルを進めることで、コロナ禍など変化の激しい現在だからこそ、次世代のこどもたちのために、YOXO（よくぞ！）と挑戦者を称えあう、持続可能な希望ある未来の実現を目指す。

② イノベーションの土壤づくり（活動当初の10のアクション）

| | |
|---|---|
|  | みらいを体験できる都市を生みだす みらい体験都市 1 ユーザー視点の実証実験「街ぐるみのみらい体験」 2 新たなアイデアをいち早く検証「B版アートパック・ソーター」 3 未来の街をつくる「スマートな街・5Gユースケース創出プロジェクト」 |
|  | 「変革への挑戦者」を徹底的に応援する街になる 挑戦者応援都市 4 新事業のタネ・知識・社会を学ぶ「街ごとキャンパス構想」 5 ハードテックを民主化する「誰でもテックハブ」 6 クリエイティブなビジネス環境を可視化「スタートアップ・オフィスエリア・プロモーション」 7 技術シーズのボテンシャルを探る「基礎技術の新ビジネスへの応用支援」 |
|  | 産種・領域・国境などを「越境」しやすい街になる 領域・越境都市 8 新結合・化学反応をおこす「イノベーション人材のコーディネート・交流」 9 新価値創造を目指す「R & Dからの新規事業開拓」 10 世界のイノベーターと接続する「グローバル・イノベーション・ソーター」 |

持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援

環境省、経済産業省

- 1 脱炭素イノベーションの実現に向けた施策の推進
- 2 社会課題の解決につながる地域特性に応じた脱炭素化の取組への支援
- 3 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の強化
- 4 再生可能エネルギーの活用を自治体単位で評価する仕組みの構築

現状・課題

国

- 改正地球温暖化対策推進法において、**2050年脱炭素社会の実現を基本理念に位置づけ**。
- 令和3年6月に「**地域脱炭素ロードマップ**」を策定し、「**脱炭素先行地域**」として全国100か所以上を創出し、2030年度までに地域内の脱炭素化の実現を目指す。
- 令和3年10月、「**第6次エネルギー基本計画**」を策定、「**地球温暖化対策計画**」を改定。

横浜市

- 令和3年6月に「**横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例**」を施行。
- 「**横浜市地球温暖化対策実行計画**」の見直しに着手し、**新たな2030年度削減目標等**を検討。

国・産業界と大都市が連携して、日本の脱炭素イノベーションをけん引することが必要

- 様々な事業者が立地し大消費地である大都市は**イノベーションを推進する大きなポテンシャル**があり、大都市で**グリーン産業の創出、経済と環境の好循環モデルの構築**を進めることが重要。
- 産業構造の変化や事業者の脱炭素化を踏まえたサプライチェーン・マネジメントの拡大による国内経済への影響を見据え、**国と地方自治体が一体となった中小企業への支援策**の検討が重要。

地域特性に応じた脱炭素化の取組の推進が必要

- 大都市においては、都心部や郊外住宅地などの地域特性に応じて、SDGsの視点を踏まえつつ、複数年にわたり「まちづくり」と脱炭素化を一体的に進めることが重要であり、事業を着実かつ柔軟に実施できるような支援が必要。

市民や企業等の再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の拡充が必要

- 再生可能エネルギーの拡大に向け、価格の低下や需要の喚起など、国主導の様々な施策が必要。
- 地域での効果的な再生可能エネルギー活用先の創出に加え、エネルギーの大消費地である地域と再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域の**地域間連携強化**を進めていくことが必要。

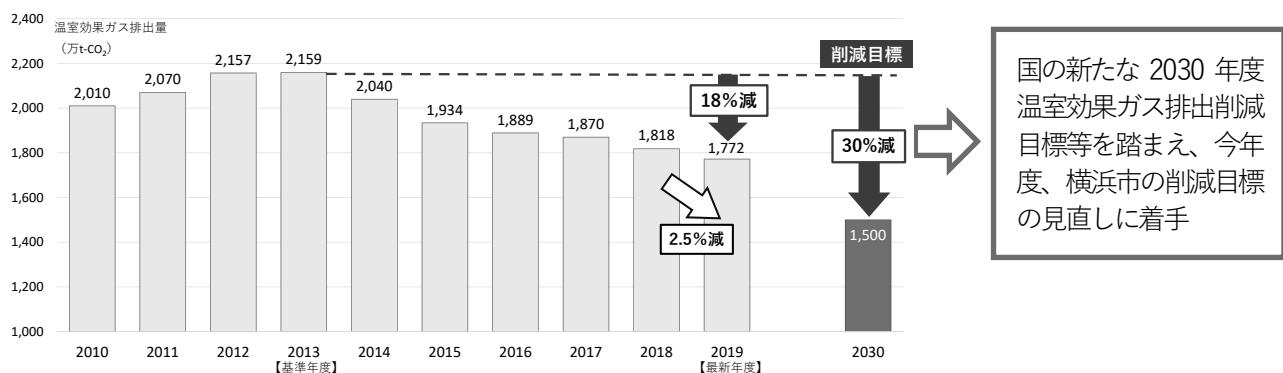
市民や事業者の再生可能エネルギーの活用を自治体単位で評価する仕組みが必要

- 非化石証書等の環境価値の活用を反映した自治体単位での電力排出係数を算出するなど、自治体の温室効果ガス排出量に環境価値の活用を反映することが必要。
- 環境価値の活用による公共施設等での排出削減の取組を地方公共団体実行計画（事務事業編）の排出削減量として評価するなど、自治体単位での取組を評価する仕組みが必要。

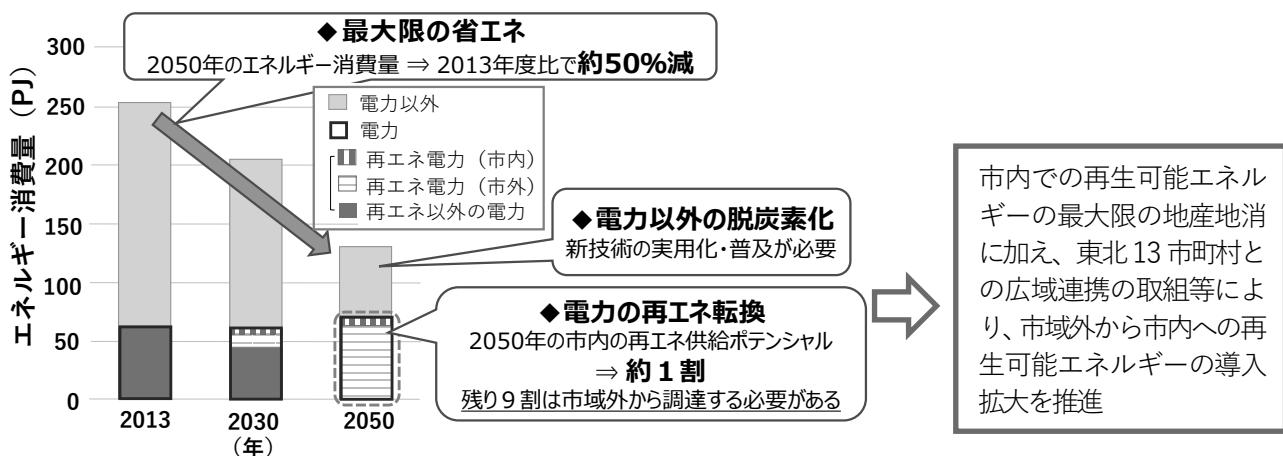
提案・要望内容

- 1 脱炭素社会の実現に向けた、国・産業界と地方自治体との連携によるイノベーションの推進や脱炭素化に向けた円滑な産業構造転換のけん引。また、地域企業による「グリーンイノベーション基金」の活用、企業が活用しやすい新たな財政支援制度の創出
- 2 社会課題解決につながる、地域特性に応じた脱炭素化の事業を柔軟に実施するための支援の強化
- 3 再生可能エネルギーを創出する地方圏とこれを消費する大都市圏の双方にとって有益な広域連携への財政的・制度的支援。再生可能エネルギーを導入・利用する企業や市民等の主体に対し、経済的・社会的なインセンティブを付与するための措置をとるなど、再生可能エネルギー導入拡大への支援の強化
- 4 再生可能エネルギーの環境価値の活用が自治体の温室効果ガス排出量に反映される仕組みや、環境価値の活用が地方公共団体実行計画（事務事業編）の排出削減量として評価される仕組みの構築

参考1 横浜市の温室効果ガス排出量の推移と2030年度温室効果ガス排出削減目標



参考2 2050年脱炭素化のイメージ



提案の担当 / 温暖化対策統括本部企画調整部調整課担当課長

宮島 弘樹 TEL 045-671-2336

温暖化対策統括本部企画調整部プロジェクト推進課長

岡崎 修司 TEL 045-671-2636

環境創造局環境保全部環境エネルギー課長

山本 恵幸 TEL 045-671-2666

文化芸術の持続可能性を高める支援の拡充

文部科学省

- 1 地方自治体による文化芸術施策に対する国からの財政支援の充実
- 2 感染症を含む大規模災害等の発生時に文化芸術関係者への緊急的な支援を可能とする基金の拡充

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による公演や展覧会の中止や延期・縮小により、舞台芸術関係者を中心に文化芸術業界全体が多大な経済的ダメージを受けており、文化芸術関係者の財政基盤がぜい弱であることがあらためて表面化。
- コロナ禍で苦境に陥った文化芸術団体を支援するため、寄附金を財源とする「文化芸術復興創造基金」を創設。令和3年9月1日～14日に募集を実施。

横浜市

- 横浜らしい特色のあるダンス・音楽・現代アートの芸術フェスティバルの継続的開催のほか、次世代育成・社会包摂への文化芸術の活用など、全国の地方自治体における先進的な取組を実施。
- 令和2年度、市内のアーティストや舞台芸術関係者等に対する緊急支援策を実施。令和3年1月からは公演や展示に伴う感染症対策や会場費の助成など、切れ目ない支援を実施。



国と地方が一体となった文化芸術振興の一層の推進が必要

- 「文化芸術立国」の実現に向けて、あらゆる人々が様々な場で優れた文化芸術を享受できるよう、国と地方が一体となった文化芸術振興の一層の推進が求められており、地域の実情に応じた文化芸術施策の継続のため、地方自治体への財政支援の充実が必要。

緊急支援を可能にする基金制度が必要

- 我が国全体の社会的危機からの力強い回復には、文化芸術活動の継続・発展は不可欠。文化芸術関係者がコロナ禍を着実に乗り越える支援を引き続き行うとともに、今後、感染症を含む大規模災害等の緊急事態が起こった際にも、国民の精神的な基盤となる文化芸術の継続のため、財源確保を含めた持続可能な仕組みづくりが必要。

提案・要望内容

- 1 地域の実情に応じて地方自治体が取り組む文化芸術施策を支えるための、国による財政支援の充実
- 2 感染症を含む大規模災害等緊急時において、危機に陥った文化芸術関係者に対して迅速な援助を可能とするための基金による支援制度の拡充

参考1 横浜市の次世代育成、社会包摂の取組

(1) 次世代育成の取組事例

○**横浜市芸術文化教育プラットフォーム**

令和2年度実績 126校、10,714人参加（小、中、特別支援学校対象）

(2) 社会包摂の取組事例

○**バリアフリー能（横浜能楽堂）**

障害の有無にかかわらず楽しめるよう、タブレット等を活用した字幕配信や公演時の副音声などを実施

○**分身ロボット「OriHime」を活用した鑑賞会（ヨコハマトリエンナーレ2020）**

身体的制約などにより外出が難しい人を対象に、自宅や病院等の遠隔地から、会場にいる家族・友人等と分身ロボットを通じたコミュニケーションをとりながら一緒に展覧会を鑑賞できる機会を提供

参考2 コロナ禍における文化芸術関係者の状況

(1) 公演中止・観客収容率等の規制による損失額（2020年）

| ライブ・エンタテインメント市場規模 | | 損失額 | |
|-------------------|---------|---------|---------------------------|
| (2019年) | 6,295億円 | (2020年) | 1,106億円 |
| | | | 5,189億円（前年比▲82.4%） |

出典：ライブ・エンタテインメント調査委員会ウェブサイト

(2) 全国の芸術家（個人）2020年年間収入における文化芸術活動からの収入の変化（n=18,370）

| 増えた | 変わらない | 75%程度 | 50%程度 | 25%程度 | ほぼ0 | → | 50%以下 計 69.5% |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|---|---------------|
| 4.5% | 11.2% | 14.7% | 29.4% | 26.9% | 13.2% | | |

出典：文化芸術推進フォーラム資料（令和3年6月9日）

参考3 国の文化芸術支援の状況

(1) 通常期の支援

○**芸術文化振興基金** 芸術の創造・普及活動、地域の文化振興を目的として行う活動等への助成

○**文化芸術振興費補助金** 芸術団体の水準向上等のための優れた舞台芸術の創造活動等への助成

(2) コロナ対応の支援

○**ARTS for the future!**

コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業。令和3年9月6日～17日に2次募集実施
2次募集予算額：230億円（令和3年8月に180億円の予備費措置を閣議決定）

○**J-LOLive2（令和2年度3次補正予算「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」）**

①国内におけるポストコロナを見据えた収益基盤の強化に資する公演及び当該公演を収録した動画の全部又は一部の海外向けのデジタル配信の実施を支援

【補助率（補助上限額）：1/2（3,000万円／1件）】

②開催予定だった公演、展示会等を延期・中止した主催事業者に対して、当該公演等のキャンセル費用及び関連映像を活用した動画の制作・配信の実施を支援

【補助率（補助上限額）：10/10（2,500万円／1件）】

○**文化芸術復興創造基金**

コロナ禍で苦境に陥った文化芸術団体を支援するための寄付金を財源とする基金を創設。民間寄附をもとに20～25団体へ支援予定。令和3年9月1日～14日に募集実施

※寄附件数：321件 寄附金額：53,623,598円（令和3年9月30日現在）

国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進

農林水産省、国土交通省、経済産業省

2027年横浜開催に向けた協力・支援及び国際園芸博覧会にかかる特別措置法の速やかな制定

現状・課題

国

- 平成26年、花きの振興に関する法律が制定され、平成27年、花き産業及び花き文化の振興、花きの需要の増進（博覧会の開催等含む）等について、基本方針を策定。令和2年4月に基本方針を見直し、国際園芸博覧会の「成果を今後の花き産業の発展に最大限に生かすことが重要」などについて方向付け。
- 横浜市からの要望により、「国際園芸博覧会検討会」を設置し、令和2年2月に国が関与して国際園芸博覧会を開催する意義があることをとりまとめ。
- 令和2年2月に国際園芸博覧会の承認団体である国際園芸家協会（以下、「AIPH」という。）に横浜開催への支援を表明する「政府支持書」（サポートレター）を提出。
- 令和3年5月に横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書を公表し、6月に**2027年国際園芸博覧会の開催申請について閣議了解**。また、6月のBIE（博覧会国際事務局）総会（オンライン開催）において、大西国土交通副大臣より申請手続きの準備を進める旨のスピーチ。

横浜市

- 平成30年3月に、「日上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案」を策定。
- 地元の地方自治体、経済界などが連携し、国際園芸博覧会の誘致活動や地域の協力体制の構築、機運醸成などを行うため、令和元年5月に「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」を設立。
- 令和元年9月に、AIPHに**国際園芸博覧会の2027年横浜開催を申請し、承認**。
- 全国的な機運醸成及び博覧会の開催組織（2027年国際園芸博覧会協会）の設立準備等を行うため、令和2年11月に**「2027国際園芸博覧会推進委員会」を設立**。
- 令和3年11月に**「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」を設立**。

引き続き、国家的プロジェクトとなる国際園芸博覧会（A1クラス）の開催に向けた取組が必要

- 展示・行催事計画、会場計画、会場運営・管理計画、輸送計画等について、BIE認定に向けて、より詳細かつ具体的な調査・検討が必要。
- 博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置法の迅速な制定が必要。

提案・要望内容

- 国際園芸博覧会の準備・運営に万全を期すため、展示・行催事計画等の調査・検討への継続的な協力・支援、財政的な支援、国際園芸博覧会にかかる特別措置法の速やかな制定

参考1 開催概要（横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（抜粋））

- テーマ 幸せを創る明日の風景 ~Scenery of The Future for Happiness~
- 開催場所 旧上瀬谷通信施設（横浜市）
- 開催期間 2027年3月～9月（6か月間）
- 参加者数 1,500万人
(ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む)
(有料来場者数：1,000万人以上)
- 博覧会区域 約100ha
- 開催組織 2027年国際園芸博覧会協会

参考2 旧上瀬谷通信施設

平成27年6月に米軍から返還された面積約242haの首都圏最大級の平坦な土地



旧上瀬谷通信施設の航空写真

旧上瀬谷通信施設の位置・交通アクセス

参考3 今後の予定

■ スケジュール（想定）

| 年度 | これまでの経緯と想定される主な取組 |
|---------------|--|
| 2017 | 基本構想案の策定 |
| 2018 | 国への招致要望 |
| 2019 | AIPHへの園芸博開催申請・承認 「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」の設立 |
| 2020 | 「2027国際園芸博覧会推進委員会」の設立 |
| 2021 | BIE認定協議開始 博覧会の開催組織（2027年国際園芸博覧会協会）の設立 |
| 2022～ 2026 | BIEへの園芸博認定申請・承認 基本計画、会場整備、参加招請、プレイベントなど |
| 2027 | 園芸博の開催（3～9月） |

■ 国際園芸博覧会（A1）の開催状況（想定）

| 年 | 開催国（都市） | 参考（登録博） |
|------|-------------|---------|
| 2015 | | ミラノ万博 |
| 2016 | トルコ（アンタルヤ） | |
| 2019 | 中国（北京） | |
| 2020 | | |
| 2021 | | ドバイ万博 |
| 2022 | オランダ（アルメーレ） | |
| 2023 | カタール（ドーハ） | |
| 2024 | | |
| 2025 | | 大阪・関西万博 |
| 2027 | 日本（横浜） | |

郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた 旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省

- 1 早期のまちづくりに向けた国有地処分条件の特段の配慮と迅速な対応
- 2 市施行による土地区画整理事業の早期事業化に向けた検討支援と財政支援
- 3 道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

現状・課題

国

- 平成 27 年の返還を受け、国有地の境界調査等による権利関係の整理や土壤汚染調査を実施中。
- 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年 12 月）

横浜市

- 民有地・国有地・市有地が混在し、民有地の地権者約 250 名は、米軍施設として約 70 年間にわたって土地利用が制限されていたため、早期の生活再建を求めている。
- 国際園芸家協会（AIPH）に国際園芸博覧会の 2027 年横浜開催を申請し、承認（令和元年 9 月）。
- 構造改革特別区域計画を申請・認定（令和 2 年 1 月）。
- 令和 4 年度の事業着手に向け、土地区画整理事業、新たな交通、公園整備事業の環境影響評価等の手続きに着手（令和 2 年 1 月）。
- 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、「農業振興ゾーン」や「観光・賑わいゾーン」といった 4 つのゾーンからなる土地利用の考え方などを示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和 2 年 3 月）。

郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、国際園芸博覧会の開催時期を目標に、早期にまちづくりを進めることが必要

- 国において、国有地の権利関係の整理を進めるとともに、国と市で、米軍施設の撤去、土壤汚染調査結果への対応方法を迅速に整理し、国の負担に基づく対応が必要。
- 接收により、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきたため、早期に新たな土地利用を図る上でも、必要な都市基盤整備にあたっては、国の積極的な支援が必要。

提案・要望内容

- 1 長年にわたる地元負担を踏まえ市の財政負担の軽減を図るため、早期のまちづくりに向けた**国有地の処分条件の特段の配慮**と、権利関係の整理や米軍施設の撤去、土壤汚染調査結果への迅速かつ適切な対応
- 2 市施行による土地区画整理事業の早期事業化に向けた検討支援と財政支援
- 3 将来の土地利用に必要な道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

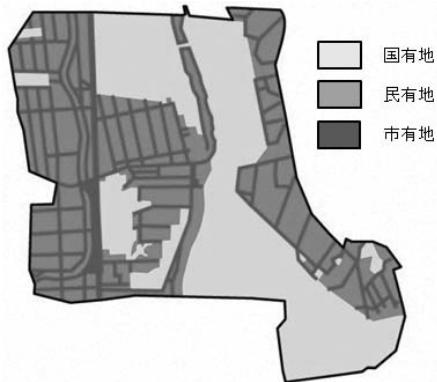
参考1 旧上瀬谷通信施設地区の特徴

- 平成27年6月に返還された米軍施設跡地で、民有地・国有地・市有地を合わせて、ほぼ全域が市街化調整区域の約242haという首都圏においても貴重な広大な空間。
- 市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域。

■総面積 242.2ha

- 民有地 110.0ha (45.4%)
- 国有地 109.5ha (45.2%)
- 市有地 22.7ha (9.4%)

■地権者数 約250名



■接収以降の経緯

- 昭和26年3月 米軍が接収
- 平成27年6月 上瀬谷通信施設の全域が返還
- 平成29年11月 民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」設立
- 平成30年12月 市施行による土地区画整理事業の実現に向けて構造改革特区を提案
- 令和2年1月 構造改革特別区域計画の申請・認定
- 令和2年3月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定

■撤去が必要となる米軍施設 ※右上航空写真的点線箇所
宿舎・厚生施設（体育館等）・通信受信施設・発電施設等

参考2 まちづくりの方向性

- 「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」をテーマに位置づけ、広大な土地や、広域における交通利便性などの特性・ポテンシャルをいかし、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「公園・防災」の4つのゾーンの土地利用の検討をしている。
- 土地利用に伴い発生が想定される交通需要に対応するため、周辺道路（五貫目第33号線（八王子街道）・瀬谷地内線）の整備、新たな交通（新交通システム）の導入に向けた検討を進めている。
- まちづくりの起爆剤として、国際園芸博覧会の2027年開催に向けた検討を進めている。



提案の担当 / 都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課長
都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課長

西岡 毅 TEL 045-671-4008
岡 哲郎 TEL 045-671-4606

米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援

財務省、防衛省

- 1 早期の跡地利用に向けた適切な対応と接收・提供を要因とした様々な課題の解決
- 2 地権者への国によるきめ細かな対応と説明機会の確保
- 3 長年にわたる地元負担を踏まえた国有地処分における特段の配慮
- 4 原状回復作業中及び作業後における広域避難場所としての機能の維持

現状・課題

国

- 令和元年11月の日米合同委員会において、「根岸住宅地区の返還に係る原状回復作業のための共同使用」について合意。返還時期は日米間で協議することとなっており、現在は未定。

横浜市

- 平成24年に民有地の地権者等の組織「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が発足し、平成29年に「まちづくり基本計画（協議会案）」を策定。
- 令和3年3月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画（以下、「跡地利用基本計画」）」を策定。
- 「跡地利用基本計画」に基づき事業化に向けた検討を加速。



早期の跡地利用のため、適切な原状回復作業と接收・提供を要因とした様々な課題の解決が必要

- 長年、米軍施設があることにより蓄積された、インフラ整備の立ち遅れ、境界が複雑に入り組んだ土地の権利関係、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活維持等の様々な課題に対し、国が主体的に取り組み解決していくことが必要。
- 円滑な返還・引き渡し及び跡地利用の実施にあたっては、民有地権者の理解と協力が不可欠。
- 地区の約3分の2を占める国有地については、「跡地利用基本計画」に沿った処分を行い、残存する擁壁等は、将来にわたり国による適正管理が必要。

提案・要望内容

- 1 民有地・国有地に残存する建築物や埋設物等の撤去等の原状回復作業の迅速かつ適切な実施及び土地の権利関係の整理、崖の崩落対策で国が整備した擁壁の管理等、接收・提供を要因とした様々な課題については国が主体となって解決すること。
- 2 原状回復作業の実施内容や見通しについて地権者から不安が寄せられていることから、地権者に丁寧な説明を行い、理解や協力を得るよう努めること。また、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯に対し、十分な説明と生活環境維持のための配慮を行うこと。
- 3 国有地の処分にあたっては、長年にわたる地元負担を踏まえ、横浜市の財政負担の軽減を図るため、国有地の処分条件に特段の配慮を行うこと。
- 4 根岸住宅地区は広域避難場所に指定されているため、原状回復作業中及び作業後においても、その機能が維持されるよう配慮を行うこと。

参考1 根岸住宅地区の概要

■ 面積

- ・国有地：約 27.3 ha (63.5%)
- ・民有地：約 15.6 ha (36.4%)
- ・市有地：約 0.03ha (0.1%)
- ・合 計：約 42.9 ha

■ 民有地の地権者数 約 180 人



■ 主な地域地区等 第1種低層住居専用地域、第1種高度地区、第3種風致地区

■ 経緯

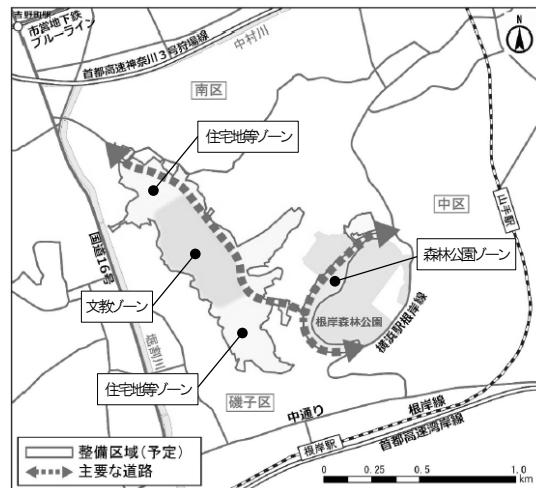
- ・昭和 22 年 10 月 農耕地（野菜畠など民有地）が、X 住宅地区として接收
- ・平成 16 年 10 月 日米合同委員会において、返還の方針を合意
- ・平成 30 年 11 月 日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することを合意
- ・令和 元年 11 月 日米合同委員会において、根岸住宅地区の返還に係る原状回復作業のための共同使用について合意

参考2 跡地利用基本計画

民有地の地権者が取りまとめた「まちづくり基本計画（協議会案）」を踏まえ、横浜市を取り巻く状況や根岸住宅地区が抱える課題等に鑑みて、都心部周辺地区が持つ高いポテンシャルも加味し、民間の意見やノウハウを取り入れながらまちづくりを検討。



良好な居住環境の形成を図りながら、文教地区としての土地利用や、公共・公益施設の誘致検討のほか、アクセス性の向上や、根岸森林公园との一体利用による公園の魅力向上、広域避難場所の機能継続等を目指す。なお、「文教ゾーン」については、横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備の最有力候補としている。



【土地利用計画（ゾーニング）】

■ まちづくり検討の経過

- ・平成 22 年 3 月 民有地の地権者等の組織「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」が設立
- ・平成 24 年 3 月 民有地の地権者等の合意形成を図る「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」へ移行
- ・平成 29 年 5 月 「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が「まちづくり基本計画(協議会案)」を取りまとめ
- ・令和 3 年 3 月 横浜市が「跡地利用基本計画」を策定

高速道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の整備推進**
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進**
 - (2) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進**
 - (3) 本線へのアクセス道路の事業費確保**
- 2 高速道路の安定的な維持管理・更新等による高いサービス水準を維持するための検討の推進**

現状・課題

国

- 生産性の高い物流システムの構築、災害発生時のう回路機能、首都圏全体の国際競争力強化を目的に、首都圏3環状道路をはじめとした道路交通ネットワークの早期整備を推進。
- 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間。
- 令和3年8月4日、社会資本整備審議会の国土幹線道路部会において、持続可能な高速道路システムの構築に向けた制度等のあり方について中間答申を公表。

横浜市

- 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化、保土ヶ谷バイパス等市内幹線道路の混雑緩和。
- 整備効果を最大限に發揮させるために、アクセス道路について、計画的かつ集中的に整備。
- 横浜環状南線の環境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。



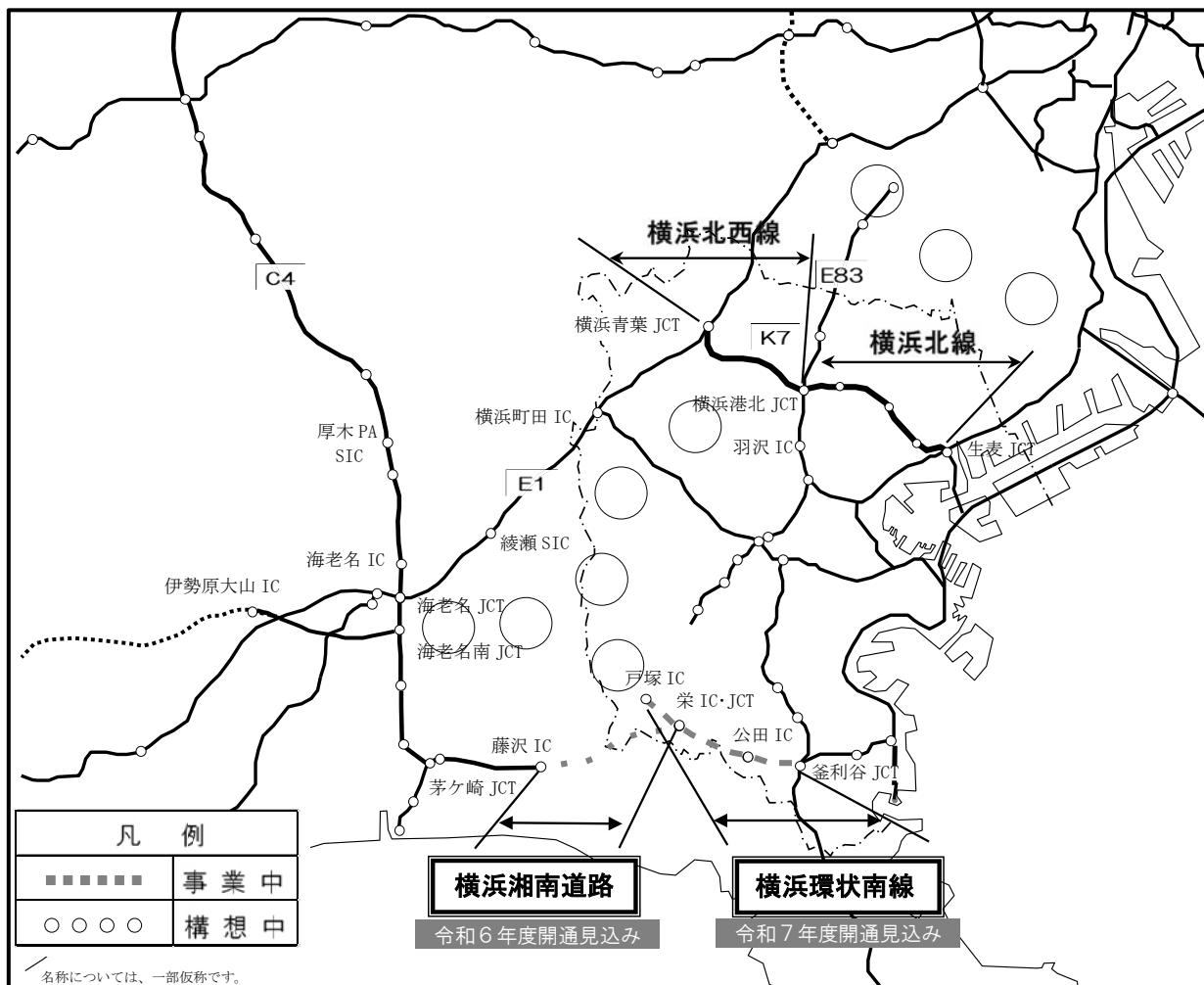
生産性の高い物流ネットワーク構築のため、横浜環状南線・横浜湘南道路の早期開通が必要

- 経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に發揮するため、**未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が必要**。
- 本線及びアクセス道路の早期整備を通じてストック効果を最大限に発現するため、国と地方が一体となった連携が必要。

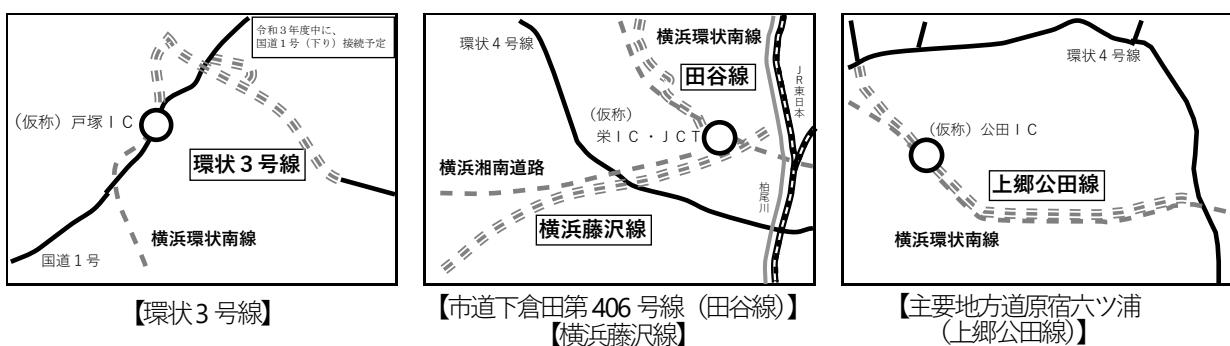
提案・要望内容

- 1 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通に向けた整備の推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進**
 - (2) 横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組推進
 - (3) 本線へのアクセス道路（環状3号線、市道下倉田第406号線（田谷線）、横浜藤沢線、主要地方道原宿六ツ浦（上郷公田線））の整備に係る事業費の着実な確保
- 2 国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、持続可能な高速道路システムの構築に向けた検討の推進

参考1 横浜市高速道路広域図



参考2 横浜環状南線・横浜湘南道路 アクセス道路位置図



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長
 道路局横浜環状道路調整課長
 道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長
 道路局横浜環状道路調整課担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-2937
 青木 隆浩 TEL 045-671-3985
 木村 修平 TEL 045-671-2889
 鈴木 誠 TEL 045-671-4751

市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進

国土交通省

- 1 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保
- 2 地域高規格道路における計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援
- 3 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 4 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進
- 6 連続立体交差事業の推進
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

現状・課題

国

- 重要物流道路の路線指定や、地域高規格道路のネットワークの再編・検討を踏まえた新広域道路交通ビジョン・計画を、令和3年7月に策定。
- 子どもの移動経路における安全な歩行空間の確保を目的に、総合的な交通事故抑止対策を推進。
- 交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性確保のため、踏切道改良促進法に基づき改良すべきとされた踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設。
- 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響を及ぼしている。

横浜市

- 3環状10放射道路として位置づけられた横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）及び横浜藤沢線は、地域高規格道路の候補路線として指定されているが、整備が進んでいない。
- 幹線道路の整備が不十分のため、子どもの移動経路（通学路等）である生活道路に車両が流入。
- 国や県、指定都市で構成する「渋滞ボトルネック検討ワーキング」や「移動性向上委員会」を通じ、渋滞対策の取組を推進しているが、横浜市内の道路はいまだ混雑している状況であり、横浜市の管理道路では、主要渋滞箇所が95箇所となっている。
- 「横浜市踏切安全対策実施計画」にて、鶴ヶ峰駅付近を次期連続立体交差事業区間として選定し、国の着工準備採択を取得。令和4年度の事業化に向けて、都市計画や環境影響評価等の手続きを早急に進めている。



幹線道路ネットワーク整備への支援が必要

- 地域高規格道路として整備するために必要な国の指定を受けるとともに、事業費の確保が必要。
- 子どもの移動経路に流入する通過交通を転換するため、必要な幹線道路の整備実現に向けた国の支援が必要。
- 市内の道路の混雑解消に向けて、渋滞対策を国の重点施策の対象とする必要がある。

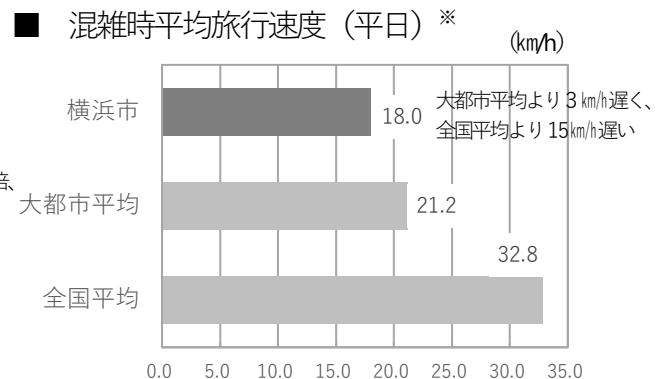
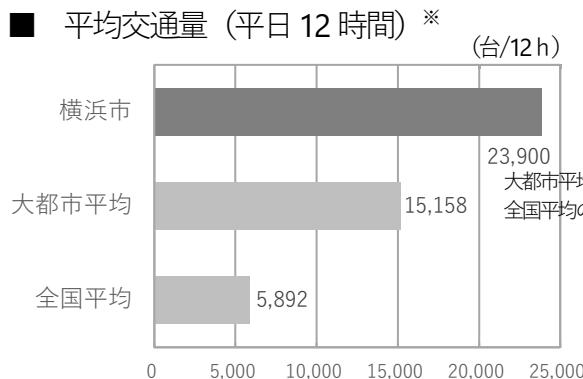
連続立体交差事業を推進するための支援が必要

- 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。

提案・要望内容

- 1 直轄国道（一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号）の着実な整備及び補助国道（一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保
- 2 地域高規格道路として整備を目指す横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）や横浜藤沢線への計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援
- 3 交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）、桜木東戸塚線（平戸地区）及び横浜逗子線（釜利谷六浦地区）の整備推進への継続的な支援
- 4 渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 一般国道1号（戸塚警察署交差点、横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷PA付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置に向けた所要の調査設計等の推進。高速道路料金の各種割引制度等の見直しや、混雑状況に応じた料金施策の実現
- 6 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費の確保
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

参考1 横浜市における道路交通の状況



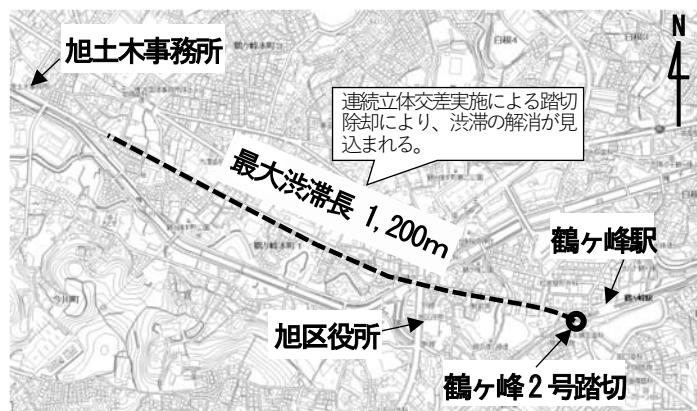
(※出典：平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査)

参考2 連続立体交差事業の整備効果

■ 鶴ヶ峰2号踏切における渋滞の様子



■ 鶴ヶ峰2号踏切の最大渋滞長 (R29.10測定)



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長
 道路局計画調整部企画課長
 道路局横浜環状道路調整課長
 道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-2937
 桐山 大介 TEL 045-671-2746
 青木 隆浩 TEL 045-671-3985
 梅津 彰 TEL 045-671-2757

道路・河川における防災・減災、国土強靭化の対策推進

国土交通省

1 道路事業における国土強靭化関係事業の推進に向けた支援

(1) 5か年加速化対策に必要な当初予算を含めた財源の確保

(2) 交付金制度の要件緩和

(3) 事業費の確保

2 無電柱化の推進に向けた支援

(1) 無電柱化の推進に向けた財源確保

(2) 電線共同溝 PFI 事業の実施にかかる新たな補助制度の創設

(3) 省スペース・低コスト手法の普及及び地上機器の地下化の普及・実用化

3 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大

現状・課題

国

- 激甚化・頻発化する水災害や地震災害等に屈しない強靭な国土づくりに向けた「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を令和2年12月に閣議決定。
- 無電柱化推進計画において「国及び地方公共団体は、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、地方公共団体の財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める」としている。
- 平成29年度以降各地方整備局にて、地方自治体への普及を図ることを目的として先行的にPFI手法による電線共同溝の整備を実施。
- 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト（令和2年9月）」において、近年の頻発・激甚化する水害に対して流域のあらゆる関係者の協働による「流域治水」へ転換。

横浜市

- 平成31年3月「横浜市強靭化地域計画」、平成30年12月「横浜市無電柱化推進計画」を策定。
- 令和元年9月の大震では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害が発生。

国土強靭化の推進に向けた更なる支援が必要

- 國土強靭化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち、早期に効果の発現が見込める事業が重点要件となっているが、現行、対象外である中長期的に取り組む事業も、國土強靭化の推進に向けては、必要不可欠。

無電柱化の推進のため、財源確保とPFI事業の実施にかかる新たな補助制度の創設や省スペース・低コスト手法の普及・実用化が必要

- 無電柱化を推進するには、財源の確保や民間の資金を活用したPFI手法の導入による財政負担の平準化に資する、地方自治体への財政面での国の支援・制度の見直し等が不可欠。
- 直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース・低コスト手法の普及や歩行空間の確保・調整期間の短縮が図れる地上機器の地下化の普及・実用化が必要。

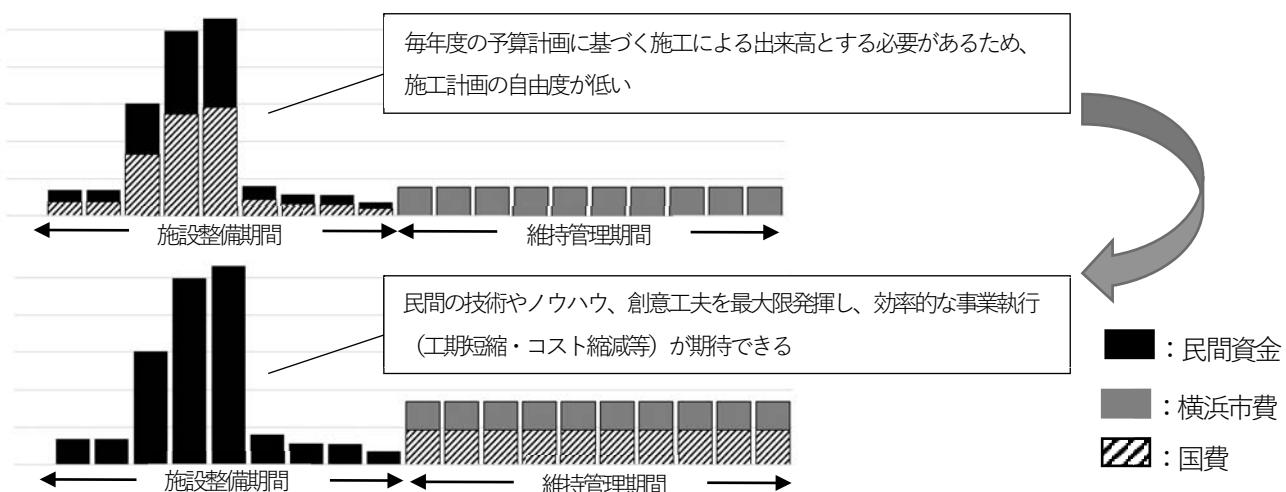
未改修河川への対策を着実に推進するために予算の拡大が必要

- 近年、未改修河川で台風等の大気による浸水被害が発生しており、流域治水の基盤となる河川改修の推進が不可欠。
- 都市部の中小河川の改修では、個別補助制度の適用対象とならない事業区間も多くあるため、交付金による所要額確保が必要。

提案・要望内容

- 1 (1) 国土強靭化対策を推進するために必要な当初予算を含めた財源の確保
 (2) 緊急輸送路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築等の中長期的な取組を、道路事業における国土強靭化関係事業の推進に向けた交付金制度の対象要件に追加
 (3) 国土強靭化地域計画に基づく事業として実施している、(仮称) 鶴見川人道橋の整備に係る事業費の確保
- 2 (1) 無電柱化事業の事業費確保のための財政支援の継続
 (2) 電線共同溝 PFI 手法における維持管理期間に国費を投入できる補助制度の創設
 (3) 省スペース・低コスト手法の普及及び地上機器の地下化の普及・実用化
- 3 河川の氾濫防止対策の推進に向けて、都市部の中小河川の改修に対する個別補助金及び交付金の所要額の確保

参考1 電線共同溝 PFI 手法における維持管理期間への国費投入のメリット



参考2 河川改修の進捗状況（護岸整備率）と被害発生状況

都市基盤河川改修事業

- ・帷子川 (71.6%)
 床上・床下浸水 31 戸 (平成 25 年 4 月 6 日大雨)
 床上・床下浸水 18 戸 (平成 26 年台風 18 号)
- ・今井川 (69.9%)
 床上・床下浸水 114 戸 (平成 16 年台風 22 号)

準用河川改修事業

- ・日野川 (43.8%)
 床上・床下浸水 45 戸 (令和元年 9 月 3 日大雨)



| | | | | |
|-------|---|----------------|-------|------------------|
| 提案の担当 | / | 道路局計画調整部事業推進課長 | 森田 真郷 | TEL 045-671-2937 |
| | | 道路局計画調整部企画課課長 | 桐山 大介 | TEL 045-671-2746 |
| | | 道路局河川部河川事業課長 | 米冴 満芳 | TEL 045-671-3981 |

横浜港の物流機能強化

国土交通省

- 1 本牧ふ頭 D5 コンテナターミナル再整備に伴う荷さばき地の拡張・整備、新本牧ふ頭第1期地区における護岸の早期整備、南本牧ふ頭の整備推進
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業に対する地方負担の低減
- 3 高機能な物流施設の集積による本牧ふ頭のロジスティクス拠点形成への支援

現状・課題

世界

- 近年、アジア諸港におけるコンテナ取扱量の急増、スケールメリットを追及するためのコンテナ船の更なる大型化や、船社間の海運アライアンス再編等に伴う寄港地絞り込みが進展。

国・横浜市

- 国際コンテナ戦略港湾である横浜港の機能強化として、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を引き続き推進。
- 国際基幹航路に就航する大型船の入港を可能とするため、国際コンテナ戦略港湾において、国際標準の水深、広さを有するコンテナターミナル等の整備を推進。



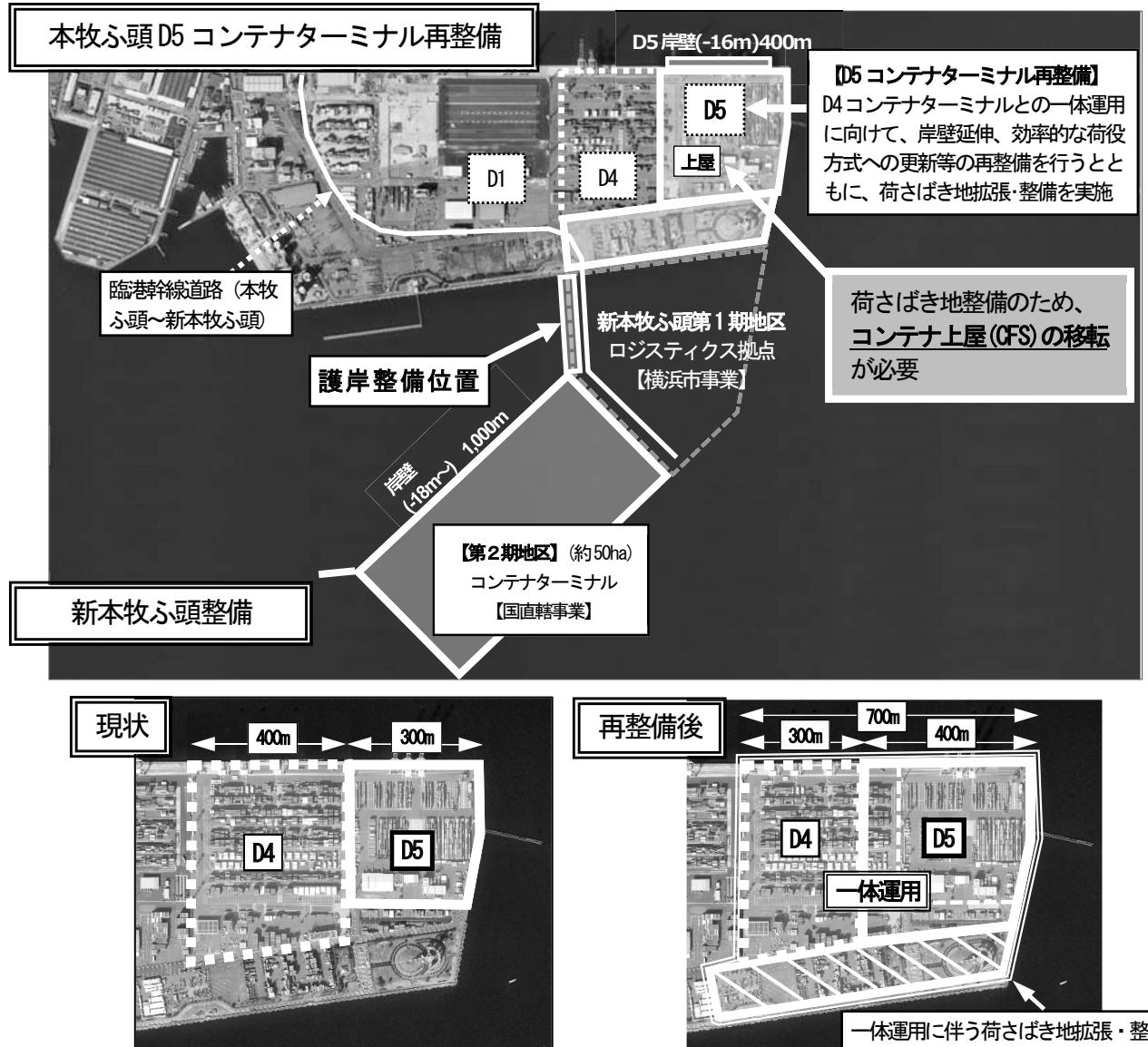
世界の海運動向に的確に対応するため、大水深・高規格コンテナターミナルの整備が必要

- 国際コンテナ戦略港湾として、急速に進展する船舶の大型化に対応し、国際基幹航路の維持・拡大を目指すため、本牧ふ頭D5コンテナターミナルの再整備、新本牧ふ頭の着実な整備推進、南本牧ふ頭の更なる一体運用の推進（コンテナターミナル拡張・整備）、本牧ふ頭A突堤ロジスティクス拠点形成等によるコンテナ取扱機能の強化が必要。
- 本牧ふ頭、新本牧ふ頭、南本牧ふ頭での整備を着実に推進するため、国直轄事業における地方負担の軽減が必要。

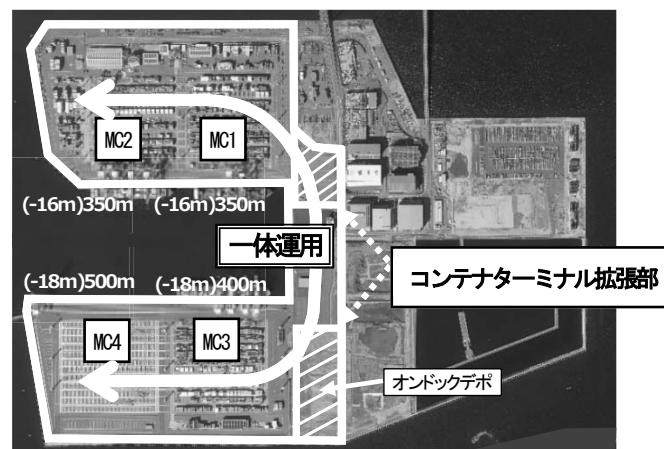
提案・要望内容

- 1 超大型コンテナ船への対応を図るため、岸壁の延伸・効率的な荷役方式への更新・ヤードの拡張など、D4コンテナターミナルとの一体運用に向けたD5コンテナターミナルの再整備において、コンテナヤードや集中ゲート配置等のための荷さばき地拡張・整備。それに伴い移転が必要となるコンテナ上屋（CFS）への適切な公共補償基準の適用。支障なくリニア中央新幹線のトンネル掘削土砂の受入を行うため、新本牧ふ頭第1期地区における国直轄事業区間の護岸の早期整備。**南本牧ふ頭コンテナターミナルの荷さばき地拡張・整備**
- 2 経済を支える基幹インフラの整備を国の責任において推進していくため、国際コンテナ戦略港湾における国直轄事業の地方負担割合を低減すると共に、コンテナターミナル用地の国有化の推進
- 3 本牧ふ頭A突堤のロジスティクス拠点形成を推進するため、民間が整備する高度な物流施設に対して行う無利子資金貸付事業の十分な事業費確保

参考1 本牧ふ頭D5コンテナターミナル・新本牧ふ頭における国直轄事業



参考2 南本牧ふ頭における国直轄事業



参考3 国直轄事業の地方負担割合

(新本牧ふ頭整備の例)

| 施設名称 | 現在の負担割合 | 負担割合低減を要望 |
|-------------|---------|-----------|
| 岸壁 | 3/10 | |
| 荷さばき地 | 1/3 | |
| 防波堤 | 1/3 | |
| 防波堤機能を有する護岸 | 4.5/10 | |

提案の担当

/ 港湾局港湾物流部物流企画課長
港湾局政策調整部新本牧事業推進課長
港湾局政策調整部政策調整課長
港湾局港湾物流部物流運営課長

成田 公誠 TEL 045-671-2714
米森 勝行 TEL 045-671-7373
洞澤 実 TEL 045-671-2877
永田 実 TEL 045-671-2873

国際クルーズの再開と港の賑わい創出

国土交通省、外務省、厚生労働省

- 1 国際クルーズ再開に向けた検疫体制の明確化、国全額負担による検疫岸壁の整備、ガイドライン策定、国際ルールの確立
- 2 港の賑わい創出や市内経済活性化のため、新港歩行者デッキ整備や福浦地区遊歩道復旧への支援
- 3 山下ふ頭の再開発に向けた岸壁の耐震強化等や臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の国直轄事業による整備・推進

現状・課題

国

- ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、観光・インバウンドの再生を目指し観光立国実現に向け、官民一丸で取り組む。（令和3年6月閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2021」）

横浜市

- 国際クルーズを含めた本格的なクルーズ再開を見据え、感染症に対する課題はもとより、寄港を通じた地域振興・経済の活性化の準備も必要であり、受入環境の整備等の様々な課題がある。
- 令和2年11月から国内ショートクルーズを再開。（令和3年度実績（9月末時点）：23回）
- 新港地区で、新港ふ頭客船ターミナル「横浜ハンマーヘッド」等の集客施設が開業。



国際クルーズ再開のため、検疫体制の明確化、ガイドライン策定、国際ルールの確立等が必要

- 入港時の検疫で感染症を確認した場合、錨地または岸壁における検疫体制の明確化、国による統一的なガイドライン策定、国際的なルールの確立と合わせて検疫岸壁の整備が必要。

市内経済活性化のため、港の賑わい創出や回遊性向上が必要

- 港の賑わい創出や回遊性向上のため、新港歩行者デッキの整備、福浦地区遊歩道の復旧が必要。

提案・要望内容

- 1 国際クルーズ再開に向け、検疫において感染者を確認した場合、感染者を含む乗客への対応や医療体制の確保、物資等の搬出入が必要。錨地または岸壁での係留における検疫体制の明確化。長期間の岸壁占有による港湾物流等への影響を避けるため、国全額負担による検疫岸壁の整備。国による受入のガイドライン等の策定。港、船籍、船会社等のそれぞれで国が異なる場合などの対処に関する国際ルールの確立
- 2 回遊性向上と新港ふ頭客船ターミナルへのアクセス向上を図る新港歩行者デッキの整備や海辺の散歩道として親しまれていた福浦地区遊歩道の復旧
- 3 再開発に向け、山下ふ頭を防災拠点とするために必要な緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の整備及びアクセス強化・緊急輸送路確保のための臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の整備を国直轄事業として推進

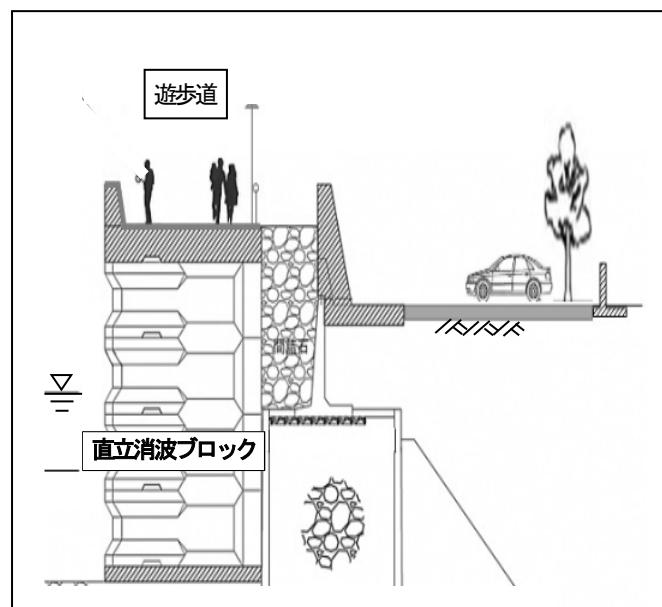
参考1 新港地区における回遊性に優れた魅力的なまちづくり



参考2 福浦地区遊歩道復旧の整備位置図と復旧断面イメージ



<福浦地区遊歩道復旧断面イメージ>



提案の担当 / 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課担当課長
 港湾局港湾管理部港湾管財課担当課長
 港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長
 港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長
 港湾局政策調整部政策調整課長

荻原 浩二 TEL 045-671-3870
 野路 靖雄 TEL 045-671-2867
 石井 雅樹 TEL 045-671-2885
 氏家 治 TEL 045-671-7325
 洞澤 実 TEL 045-671-2877

カーボンニュートラルポートの形成と安全・安心な港づくり

国土交通省

- 1 カーボンニュートラルポート形成に向けて本牧ふ頭 A4 岸壁における船舶向け陸電設備等の整備、臨港パーク先端部におけるブルーカーボン（藻場・浅場の整備）の取組及び次世代エネルギーの利活用の推進に対する支援
- 2 津波・高潮・高波対策として海岸保全施設等の整備に対する支援
- 3 「ヒアリ」などの特定外来生物の侵入・定着防止対策の強化

現状・課題

国

- 2050年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言(令和2年10月)。
- 日本・アメリカ・オーストラリア・インドによる首脳会談(QUAD)で発表された「日米豪印首脳共同声明」に、海運及び港湾運営の脱炭素化を目指すことが盛り込まれた。(令和3年9月)
- 災害時や感染症発生時の円滑な連携を図るため、各港で「水際・防災対策連絡会議」を開催。

横浜市

- 国と横浜港・川崎港カーボンニュートラルポート形成推進会議を開催(令和3年7月、9月)。
- 「横浜港におけるカーボンニュートラルポート形成に向けた水素利活用システム検討調査」に着手(NEDOの水素製造・利活用ポテンシャル調査事業に採択(令和3年7月))。

カーボンニュートラルポートを実現していくため、先導的な取組を集中的に行うことが必要

- 温室効果ガスの現状・削減目標及びロードマップ等をとりまとめたCNP形成計画の策定と実現に向けて、船舶への陸電設備等の整備、次世代エネルギーの輸入拠点化と利活用の推進、ブルーカーボンを活用した脱炭素化への取組が必要。

港湾機能を維持していくため、特定外来生物等の侵入、大規模災害に対する備えが必要

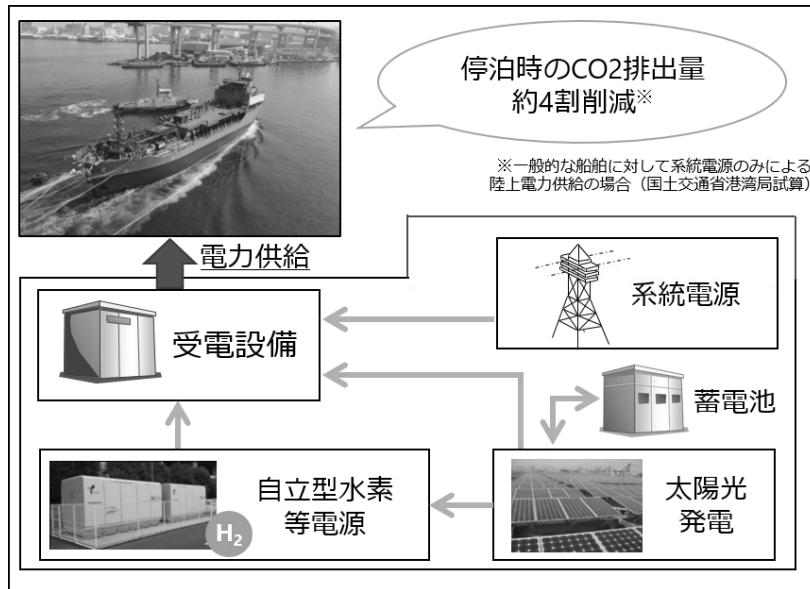
- 特定外来生物等の侵入を水際で抑えていくため、国主体の対策構築が必要。
- 巨大地震や激甚化する気象災害に備えて、海岸保全施設の早期整備が必要。

提案・要望内容

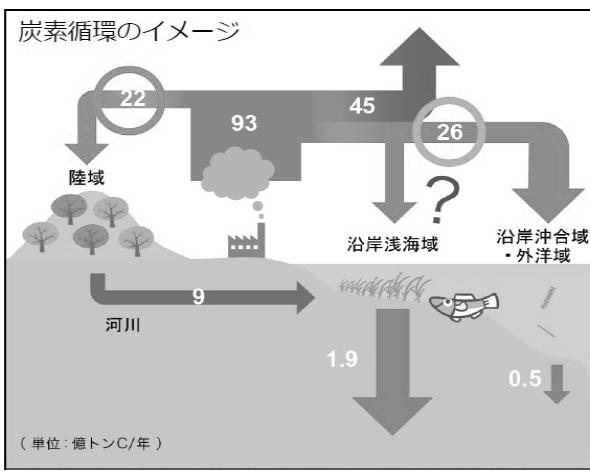
- 1 目に見える形でカーボンニュートラルポートの先導的な取組をアピールするため、LNG バンカリング船の定係地となる**本牧ふ頭 A4 岸壁**において陸電設備・太陽光発電・自立型水素等電源等の整備。藻場・浅場や人工海浜等の整備を行う臨港パーク先端部におけるブルーカーボンの取組への支援。次世代エネルギーの輸入拠点化と利活用の推進及び**LNG バンカリング船の固定資産税に対する特例措置**や**LNG 燃料船の普及**に向けた**地球温暖化対策税の還付措置**の創設
- 2 津波・高潮・高波への対策のため、海岸保全施設等の着実な整備に必要な事業費確保
- 3 特定外来生物の侵入に対し、**海外の積出港での対策徹底**を要請するなど対策の強化

参考1 本牧ふ頭A4岸壁位置図及び陸電設備概念図

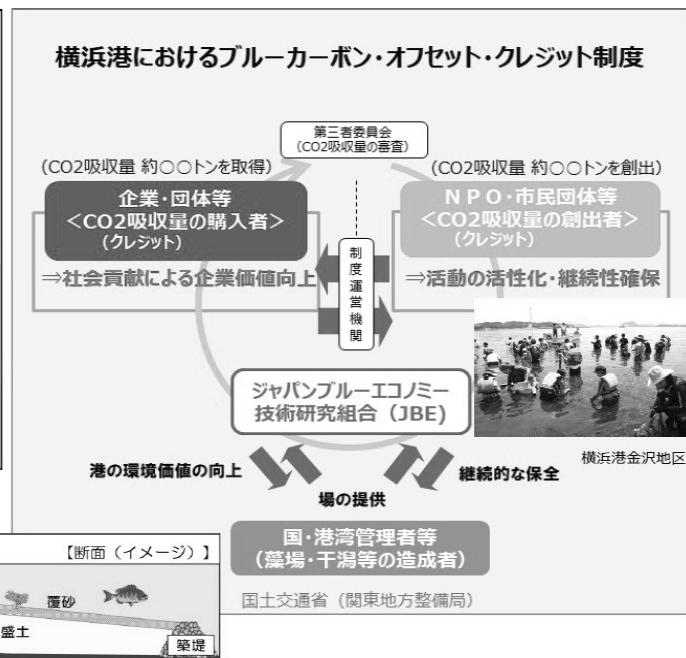
<陸電設備概念図>



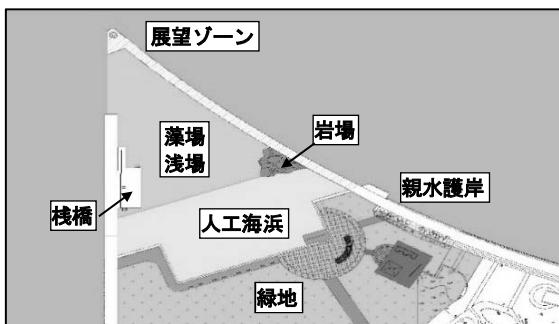
参考2 ブルーカーボンの取組イメージ



海洋(26億t-C/年)は陸域(22億t-C/年)以上の炭素を吸収するポテンシャルを有している



<臨港パーク先端部整備>



←「わかめの地産地消」
八景島シーパラダイス
での植付け・収穫イベント開催の様子

提案の担当

/ 港湾局政策調整部政策調整課担当課長
港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長
港湾局政策調整部政策調整課長
港湾局港湾管理部施設管理課長

中村 仁 TEL 045-671-7165
石井 雅樹 TEL 045-671-2885
洞澤 実 TEL 045-671-2877
箕輪 竜一 TEL 045-671-7221

「特別自治市」の早期実現

内閣府、総務省

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な地方自治制度を選択できるようにする
ために、特別自治市制度立法化の早期実現
- 2 地方制度調査会における特別自治市など大都市制度改革の議論の加速化
- 3 国（総務省）における大都市制度検討セクションの組織拡充

現状・課題

国

- 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから 65 年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えているが、第 30 次地方制度調査会以降国による特別自治市等の大都市制度の議論は進められていない。

横浜市

- 「第 3 次 横浜市大都市自治研究会答申（令和 2 年 12 月）」を受け、令和 3 年 3 月に、第 30 次地方制度調査会で示された特別市（仮称）に対する 3 つの課題への対応や、立法化に向けた取組などをとりまとめた「横浜特別自治市大綱」を改訂。
- 令和 3 年 6 月に、「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を横浜市会にて可決。
- 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、令和 3 年 5 月中間報告、11 月「最終報告」公表。



指定都市制度の抜本的な改革と特別自治市の早期実現が必要

- 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要。
- 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる「特別自治市」制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要。
- 特別自治市をはじめ、地域の実情に応じた多様な大都市制度の検討を進めていくために、国（総務省）において大都市制度を専門的に検討する組織の強化が必要。

提案・要望内容

- 1 指定都市が地域の実情に応じた地方自治制度を選択できるようにするため、「大都市地域特別区設置法」に基づく特別区設置以外の選択肢である特別自治市制度立法化の早期実現
- 2 特別自治市制度立法化の議論を進めるため、地方制度調査会における特別自治市など大都市制度改革の議論の加速化
- 3 特別自治市をはじめ多様な大都市制度の検討を進めていくため、国（総務省）における大都市制度検討セクションの組織拡充

参考 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）抜粋

現在の大都市制度の状況

大都市制度

| | |
|------|---|
| 制度化済 | 指定都市制度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第252条の19第1項 大都市に関する特例 ・都道府県が担う児童福祉に関する事務などを実施 ・事務と財源のアンバランスや二重行政の問題等から、指定都市市長会では制度の見直しを要望しており、更なる強化検討が必要 |
| | 特別区設置制度（いわゆる都構想） |
| 制度化済 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の特別区制度を準用 ・手続きは大都市地域における特別区の設置に関する法律による ・指定都市等関係市町村を廃止し特別区に再編。市民に身近な行政は公選制区長のもと特別区へ、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編し、二重行政を解消 |
| 未制度化 | 特別自治市制度 |
| 未制度化 | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体をベースとし道府県の区域外となる新たな一層制の地方自治体を設け二重行政を解消。 ・第30次地方制度調査会で意義が認められるも、検討にあたり課題が示されており、対応策の提示とこれに沿った対応が必要である |

時代に即応した多様な大都市制度実現の1つの方策として、広域自治体の区域外となる「特別自治市制度」の立法化を提言する。

地域の実情に応じて、上記からふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき。

特別自治市の法的位置づけの整理

| 項目 | 考え方 |
|--------|---|
| 性格 | 特別地方公共団体 |
| 区域 | 都道府県の区域外とする（一層制自治体） |
| 事務 | 基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内における他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。 |
| 税財原の調整 | 区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要） |
| 区 | 行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。 |

移行手続きの手法案の整理

| 手法案 | 移行手続き案① (地方自治法に規定) | 移行手続き案② (別途特別法に規定) |
|-------------------------|--|--------------------------------------|
| 参考法令 | 関係団体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める | 大都市地域における特別区の設置に関する法律を参考に別に移行手続法を定める |
| 発意の主体 | 道府県と指定都市の共同申請 | |
| 意思決定の方法 | 市議会・道府県議会の議決 国会の承認 | 市議会・道府県議会の議決 総務大臣の处分 |
| 住民投票の考え方 | 移行にあたって住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しないことからも、 住民投票は制度化しない 。（地域の実情に応じ任意で実施） | |
| 共同申請に向けた道府県と指定都市の調整の仕組み | 『地方自治法第252条の21の2に基づく指定都市都道府県調整会議に準じた仕組み』や『地方自治法第252条の2の2に基づく協議会の設置に準じた仕組み』を参考として、道府県との調整の仕組みを設ける。 | |

・住民投票については、地域の実情に応じ実施する場合は『特別自治市に移行する基礎自治体のあり方を問うもの』であり、その対象範囲は、『特別自治市に移行する区域の住民』とするのが適当との意見があった。

提案・要望項目 府省別一覧

デジタル庁

7 デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進 p13

内閣府

- 1 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
- 3 持続可能な新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築 p5
- 9 「グローバル拠点都市」の推進 p17
- 21 「特別自治市」の早期実現 p41

総務省

- 1 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
- 7 デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進 p13
- 21 「特別自治市」の早期実現 p41

外務省

- 19 國際クルーズの再開と港の賑わい創出 p37

財務省

- 13 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p25
- 14 米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援 p27

文部科学省

- 8 デジタル・AI時代を見据えたGIGAスクール推進 p15
- 11 文化芸術の持続可能性を高める支援の拡充 p21

厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化 p1
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
- 3 持続可能な新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築 p5
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援 p7
- 5 安心して出産できる社会に向けた出産育児一時金の増額 p9
- 6 子どもの医療費助成の充実 p11
- 19 國際クルーズの再開と港の賑わい創出 p37

農林水産省

- 12 國際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p23
- 13 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p25

経済産業省

- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援 p7
- 10 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p19
- 12 國際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p23

国土交通省

- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置 p3
- 12 國際園芸博覽会の開催に向けた取組の推進 p23
- 13 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p25
- 15 高速道路の整備推進 p29
- 16 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進 p31
- 17 道路・河川における防災・減災、國土強靭化の対策推進 p33
- 18 横浜港の物流機能強化 p35
- 19 國際クルーズの再開と港の賑わい創出 p37
- 20 カーボンニュートラルポートの形成と安全・安心な港づくり p39

環境省

- 10 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p19

防衛省

- 13 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p25
- 14 米軍根岸住宅地区返還後の跡地利用に向けた支援 p27

横浜市 政策局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>